

津市会計管理者の補助組織設置規則をここに公布する。

平成20年3月31日

津市長 松田直久

### 津市規則第30号

#### 津市会計管理者の補助組織設置規則

##### (設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第171条第5項の規定に基づき、会計管理者の権限に属する事務を処理させるため、会計管理室を設置する。

##### (担当の設置)

第2条 会計管理室の事務(市長の権限に属する事務を含む。以下同じ。)を分掌させるため、会計管理室に出納担当及び審査担当を設置する。

##### (担当の事務分掌)

第3条 担当の事務分掌は、次のとおりとする。

##### 出納担当

- ア 現金、有価証券及び物品の出納及び保管(物品にあつては、使用中の物品に係る保管を除く。)に関する事。
- イ 小切手の振出し及び公金振替書の交付に関する事。
- ウ 現金及び財産の記録管理に関する事。
- エ 指定金融機関及び収納代理金融機関に関する事。
- オ 出納員及び現金取扱員に関する事。
- カ 証書類の整理及び保存に関する事。
- キ 市税、国民健康保険料及び介護保険料に係る収入金以外の収入金の収納及び整理に関する事。
- ク 一時借入金に関する事。
- ケ 歳入簿による経理に関する事。
- コ 会計管理室の庶務に関する事。
- サ その他会計事務の処理に関する事。

##### 審査担当

- ア 支出負担行為に関する確認に関する事。
- イ 歳出簿等による経理に関する事。

ウ 決算の調製及び市長への報告に関すること。

エ 歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書の作成に関すること。

- 2 津市事務分掌規則（平成18年津市規則第6号）別表第1の規定（各課の共通の分掌事務の表の部分に限る。）は、担当の分掌事務について準用する。（室長等）

第4条 会計管理室に室長を、担当に担当主幹又は担当副主幹を置く。

- 2 前項に規定する職の職務は、次のとおりとする。

室長 上司の命を受けて会計管理室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

担当主幹 室長を補佐して、あらかじめ定められた担当の事務又は上司の命を受けて担当の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

担当副主幹 あらかじめ定められた担当の事務又は上司の命を受けて担当の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

- 3 前2項に定めるもののほか、会計管理室に設置する職及びその職務権限については、津市事務分掌規則の規定を準用する。

（所属職員の事務分掌）

第5条 所属職員の事務分掌は、上司の承認を受け、室長が定める。

（臨時又は特別の事務）

第6条 臨時又は特別の事務については、特に主務者を定めて処理させることができる。

（専決の例外）

第7条 この規程により専決処理させる事項（以下「専決事項」という。）であっても、次の各号のいずれかに該当すると認められる事項については、会計管理者の決裁を受けなければならない。

異例に属するもの

先例となるもの

疑義があるもの

紛議論争又は将来その原因になると認められるもの

特に会計管理者の了知を必要とするもの

その他重要と認められるもの

（専決事項）

第8条 事務の能率的かつ円滑な処理を図るため、室長に次に掲げる事項を専

決処理させる。

支出負担行為の確認及び支払の決定に関すること（扶助費及び課長の専決に係るものに限る。）。

調定の通知及び変更に関すること。

資金前渡及び概算払の精算及び戻入に関すること。

収入伝票、支払伝票及び振替伝票に関すること。

収入金の出納整理の総括に関すること。

経理事務の総括指導に関すること。

2 前項に定めるもののほか、津市事務専決規程（平成18年津市訓令第4号）別表第1の規定中专決事項の欄に掲げる事項に対する決裁区分の欄における部長決裁及び部次長決裁に係る部分は会計管理者の専決事項に、同表の規定中专決事項の欄に掲げる事項に対する決裁区分の欄における課長（室長）決裁に係る部分は室長の専決事項に、同表の規定中专決事項の欄に掲げる事項に対する決裁区分の欄における担当主幹決裁に係る部分は担当主幹の専決事項に、同規程別表第5専決事項の欄に掲げる事項は担当副主幹の専決事項について準用する。

3 前2項に定めるもののほか、会計管理室の事務に係る専決については、津市事務専決規程の規定を準用する。

（職務代理）

第9条 会計管理者に事故があるときは、室長がその職務を代理する。

（委任）

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

（津市収入役の補助組織設置規則の廃止）

2 津市収入役の補助組織設置規則（平成18年津市規則第7号）は、廃止する。

（経過措置）

3 この規則の施行の日の前日において、次の表の左欄に掲げる室又は担当の職に勤務又は兼務を命ぜられていた職員は、別に辞令を発せられない限り、この規則の施行の日をもってそれぞれ同表の右欄に掲げる室又は担当の相当の職に勤務又は兼務を命ぜられたものとする。

収入役室	出納担当	会計管理室	出納担当
"	審査担当	"	審査担当

津市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 3 月 31 日

津市長 松田直久

### 津市規則第 31 号

#### 津市会計規則の一部を改正する規則

津市会計規則（平成 18 年津市規則第 42 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「総合支所長」の次に「、会計管理者」を加え、「、監査事務局長及び収入役室長」を「及び監査事務局長」に改め、同条第 4 号中「同条第 1 項第 3 号、」を削り、「収入役室長」を「会計管理室長」に、「図書館図書事務長」を「津図書館図書事務長」に改め、同条第 6 号中「収入役等」を「会計管理者等」に、「収入役、副収入役」を「会計管理者」に改める。

第 3 条第 1 項及び第 4 項中「収入役」を「会計管理者」に改める。

第 5 条第 2 項中「収入役室」を「会計管理室」に改める。

第 6 条第 2 項中「収入役」を「会計管理者」に改める。

第 7 条の見出し中「収入役等」を「会計管理者等」に改め、同条第 1 項中「収入役」を「会計管理者」に改める。

第 10 条第 1 項及び第 2 項並びに第 13 条第 1 項中「収入役」を「会計管理者」に改める。

第 14 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項中「収入役等」を「会計管理者等」に改める。

第 15 条並びに第 16 条第 1 項及び第 6 項中「収入役」を「会計管理者」に改める。

第 20 条中「収入役等」を「会計管理者等」に改める。

第 21 条、第 23 条、第 24 条第 1 項、第 25 条、第 27 第 1 項、第 29 条第 2 項及び第 30 条中「収入役」を「会計管理者」に改める。

第 32 条第 17 号中「市長公室東京事務所」を「政策財務部東京事務所」に改める。

第 34 条第 2 項、第 36 条第 2 項及び第 3 項、第 41 条第 1 項、第 43 条第 1 項及び第 2 項ただし書並びに第 44 条第 1 項及び第 2 項中「収入役」を「会計管理者」に改める。

第 45 条第 1 項各号列記以外の部分中「収入役」を「会計管理者」に改め、

同項第6号中「収入役」を「会計管理者」に改め、同項第7号中「収入役等」を「会計管理者等」に、「収入役」を「会計管理者」に改め、同項第9号中「収入役名」を「会計管理者名」に改め、同項第10号中「収入役等」を「会計管理者等」に改め、同条第2項から第4項まで、第6項及び第7項中「収入役」を「会計管理者」に改める。

第46条から第48条まで、第52条、第53条第1項、第3項及び第4項、第54条第4項、第56条第1項及び第2項、第57条第1項、第58条第1項及び第2項、第59条、第60条第2項及び第3項、第61条第1項、第62条第1項から第3項まで、第63条、第65条、第68条第4項、第69条第2項、第71条、第72条第1項及び第2項、第73条第1項第1号及び第2号、第74条第1項第4号及び同条第2項、第75条第1項及び第4項から第6項まで、第76条第1項、第77条第2項並びに第79条中「収入役」を「会計管理者」に改める。

第80条第1項中「収入役」を「会計管理者」に改め、同項第3号を次のように改める。

#### 収納事務受託者

第80条第2項中「収入役」を「会計管理者」に改める。

第81条第3号、第82条第1項から第3項まで、第83条、第84条第5号、第87条第1項及び第2項、第88条、第89条（見出しを含む。）並びに第90条第2項中「収入役」を「会計管理者」に改める。

第91条中「収入役等」を「会計管理者等」に、「収入役」を「会計管理者」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

設置箇所		出納員		現金取扱員
		出納員になるべき者	委任の範囲	
政策財務部	政策課	課長	所管事務に係る現金の出納保管事務	市長が指名した職員
	東京事務所	所長		
	広報室	室長		
	市民税課	課長		
	資産税課			
	収税課			
	財産管理課			
総務部	総務課			
	行政経営課			
	人事課			
	調達契約課			
	情報企画課			
市民部	市民交流課			
	市民課			
	アストプラザオフィス	所長		
	地域調整室	室長		
	アストプラザ	館長		
スポーツ・文化振興室	スポーツ振興課	課長		
	文化振興課			
	リージョンプラザ	館長		
環境部	環境政策課	課長		
	環境保全課			
	環境事業課			
	西部クリーンセンター	所長		
	クリーンセンターおおたか			
	白銀環境清掃センター			
	安芸・津衛生センター			
健康福祉部	福祉政策課	課長		
	こども家庭課			
	高齢福祉課			
	障がい福祉課			
	援護課			
	介護保険課			
	保険年金課			
	医療助成室	室長		
	中央保健センター	所長		
商工観光部	産業政策振興課	課長		
	商業労政振興課			
	観光振興課			

農林水産部	農林水産政策課		
	農業共済室	室長	
	林業振興室		
	水産振興室		
	農業基盤整備課	課長	
競艇事業部	競艇管理課		
	競艇事業課		
都市計画部	都市計画課		
	開発指導室	室長	
	津駅前北部土地 画整理事務所	所長	
	建築指導課	課長	
建設部	建設政策課		
	建設維持課		
	市営住宅課		
	津北工事事務所	所長	
	津南工事事務所		
下水道部	下水道政策課	課長	
久居総合支所	総務課		
	久居駅前出張所		所長
	市民課		課長
	福祉課		
	生活課		
	産業環境課		
	建設維持課		
	ポルタひさいふれ あいセンター	所長	
河芸総合支所	総務課	課長	
	市民福祉課		
	産業環境課		
芸濃総合支所	総務課		
	市民福祉課		
	産業環境課		
美里総合支所	総務課		
	市民福祉課		
	産業環境課		
安濃総合支所	総務課		
	市民福祉課		
	産業環境課		
香良洲総合支所	総務課		
	市民福祉課		
	産業環境課		
一志総合支所	総務課		
	市民福祉課		
	産業環境課		
白山総合支所	総務課		
	市民福祉課		



	産業環境課		
美杉総合支所	総務課		
	市民福祉課		
	産業環境課		
会計管理室	会計管理室	室長	
消防本部	消防総務課	課長	
	予防課		
三重短期大学事務局	三重短期大学事務局	次長	
教育委員会事務局	教育総務課	課長	
	学校教育課		
	生涯学習課		
	久居事務所	所長	
	河芸事務所		
	芸濃事務所		
	美里事務所		
	安濃事務所		
	香良洲事務所		
	一志事務所		
	白山事務所		
	美杉事務所		
	津図書館		図書事務長

備考 現金取扱員の異動があれば出納員は会計管理者に報告しなければならない。

第9号様式を次のように改める。

第9号様式(第10条関係)  
(名称)会計

決裁日	
起案日	

所属 内線

調定通知書

年度	(伝票番号)	(整理番号)	(呼出番号)
	会計管理室	主管課	
		合議	

予算区分		
科目	款	
	項	
	目	
	節	
	細節	
	細々節	

今回の調定	件数		前回までの調定	件数	
	調定額		調定累計	件数	
				調定累計額	

件名等	

第 1 2 号様式を次のように改める。

第12号様式(第13条関係)  
(名称)会計

決裁日	
起案日	

所属 内線

戻入命令書

年度	(伝票番号)	(整理番号)	(呼出番号)
	会計管理室		
		主管課	
		合議	

戻入命令額	
-------	--

予算区分		
科目	款	
	項	
	目	
	節	
	細節	
	細々節	
	事業	

支出済額		戻入前の予算配当残額	
精算額		戻入後の予算配当残額	
戻入金額			
件名等			
返納者	住所		
	氏名		
納入日		支出命令書番号	

第16号様式中「津市収入役（氏名）」を「津市会計管理者（氏名）」に、「収入役室」を「会計管理室」に、「（あて先）津市収入役」を「（あて先）津市会計管理者」に改める。

第18号様式から第22号様式（その2）までを次のように改める。



第 1 9 号様式 ( 第 2 5 条関係 )  
 ( 名 称 ) 会 計

決 裁 日	
起 案 日	

所 属 内 線

更正命令書 ( 収入更正 )

年 度	( 伝票番号 )	( 整理番号 )	( 呼出番号 )
	会 計 管 理 室	主 管 課	
		合 議	

年 度		
予 算 区 分		
所 属		
会 計		
科 目	款 項 目 節	
	細 節	
	細 々 節	
	事 業	

年 度		
予 算 区 分		
所 属		
会 計		
科 目	款 項 目 節	
	細 節	
	細 々 節	
	事 業	

予 算 配 当 残 額	
更 正 金 額	
差 引 予 算 配 当 残 額	
調 定 累 計 額	

予 算 配 当 残 額	
更 正 金 額	
差 引 予 算 配 当 残 額	
調 定 累 計 額	

件 名 等	.....
	.....
	.....
	.....



第20号様式(第27条関係)  
(名称)会計

決裁日	
起案日	

所属 内線

支出命令書

年度 (伝票番号) (整理番号) (呼出番号)

支出命令に係る確認及び支出決定				支 出 命 令			
会計管理室				主管課			
				合議			

支出命令額		控除	源泉所得税	
			その他控除	
内消費税額		差引支払額		
支払済額		支出負担行為額		
請求書番号		支出負担行為残額		

件名等	.....
	.....
	.....

予算区分		支出負担行為伺書番号	
科	款	項	
	目	節	
目	細節	事業	
	細々節		

債権者等	支払方法	
	金融機関	
	口座 / 名義人	
	住所	
	氏名	
領収書 津市会計管理者 上記の金額を領収しました。		年 月 日 収入紙 印
支払希望日		支払日

第 2 1 号様式 ( 第 2 7 条関係 )  
 ( 名 称 ) 会 計

決裁日	
起案日	

所属 内線

支出負担行為伺書

年度 ( 伝票番号 ) ( 整理番号 ) ( 呼出番号 )

決裁区分							
		合					
		議					

支出負担行為額		変更金額	
予 算 残 額			

件 名 等	
	-----
	-----
	-----

予 算 区 分			
科	款		項
	目		節
目	細 節		事業
	細 々 節		

債 権 者	住 所	
	氏 名	

第 2 2 号様式 ( その 1 ) ( 第 2 7 号様式 )

支出負担行為回議書

		起案	年 月 日	補助簿番号			
決裁区分							
合議							
予算残額	¥	-----		支出負担行為 予定金額	¥	-----	
支出負担行為整理日			年 月 日	支出負担行為相手方又は取扱人			
理由							
物品購入 ( 修理 ) 見積依頼			月 日				
品 目	規格品質又は 修理箇所	数量	単 価		金 額	発注業者名	
			単位	価格			
					円		
所要月日		予定金額		納入場所			
契 約 事 項	契約事務担当者	契約事務代行者			契約事務 担当者扱	契約事務 代行者扱	
	契約方法など				発注		
					納入期日		
款	項	目	節				

契約担当課記入

第22号様式(その2)(第27条関係)

支出負担行為回議書

				起案	年	月	日	補助簿番号		
決裁区分										
合議										
予算残額	-----			支出負担行為 予定金額	-----					
支出負担行為整理日				年	月	日	支出負担行為 相手方			
工 事 施 行 伺					起案	年	月	日		
決裁区分										
施行理由										
契約依頼書			決裁区分							
起案	年	月	日							
工事名	年度 第 号									
工事場所	----- 地内									
工 期	日間・ 年 月 日まで									
前金払(有・無)部分払(有・無) 回以内				この工事を		1 別冊設計書 2 別冊設計変更書 により契約を依頼します。				
契約締結伺			起案	年	月	日	契約担当課			
決裁区分										
1 別紙入札結果のとおり落札者と契約の締結を行いたいと思います。 2 地方自治法施行令第167条の2第1項第 号に基づく随意契約の締結を行いたいと思います。 3 変更契約の締結を行いたいと思います。										
契約方法等	1 指名競争入札( 地方自治法施行令 第167条による )				2 随意契約( 地方自治法施行令第167条 の2第1項第 号による )					
入札 見積 日	年	月	日	履行期間	年	月	日から	年	月	日まで
契約相手方				(変更) (変更前) ----- 契約金額 (変更後) ----- ( 額 ) 金 円						
款	項	目	節							

第 2 8 号様式及び第 2 9 号様式を次のように改める。

第 28 号様式 (第 36 条関係)

(名称) 会計

決裁日	
起案日	

所属 内線

精算票

年度 (伝票番号) (整理番号) (呼出番号)

		会計管理室			主管課					
						合議				

予 算 区 分				
科	款		項	
	目		節	
目	細 節		事 業	
	細々節			

支 出 済 額	
精 算 額	
不 足 額	
支出命令書番号	

件名等	

精算者	住所	
	氏名	

上記のとおり証拠書類を添えて精算します。

年 月 日

(あて先) 津市会計管理者

住 所

氏 名

印

第29号様式(第41条関係)

(名称)会計

決裁日	
起案日	

所属 内線

戻出命令書

年度 (伝票番号) (整理番号) (呼出番号)

戻出命令に係る確認及び戻出決定				戻 出 命 令						
		会計管理室		主管課						
					合議					

戻出命令額	
-------	--

件名等	.....
	.....
	.....

予算区分			
科目	款		項
	目		節
	細節		細々節

債権者	支払方法	
	金融機関	
	口座 / 名義人	
	住所	
	氏名	

領 収 書		収 入 印 紙
(あて先) 津市会計管理者 上記の金額を領収しました。		
年 月 日		
支払希望日		支払日

第30号様式中「収入役室」を「会計管理室」に、「津市収入役」を「津市会計管理者」に改める。

第33号様式(その1)中「収入役室」を「会計管理室」に、「津市収入役」を「津市会計管理者」に改める。

第33号様式(その2)中「津市収入役室」を「津市会計管理室」に、「収入役室」を「会計管理室」に、「津市収入役」を「津市会計管理者」に改める。

第34号様式中「津市収入役(氏名)印」を「津市会計管理者(氏名)印」に、「津市収入役(氏名)様」を「(あて先)津市会計管理者(氏名)」に改める。

第36号様式中「津市収入役」を「津市会計管理者」に改める。

第37号様式を次のように改める。



第37号様式(第48条関係)  
(名称)会計

決裁日	
起案日	

所属 内線

更正命令書(支出更正)

年度 (伝票番号) (整理番号) (呼出番号)

		会計管理室	

主管課					
合議					

年度		
予算区分		
所属		
会計		
科	款	
	項	
	目	
	節	
目	細節	
	細々節	
	事業	

年度		
予算区分		
所属		
会計		
科	款	
	項	
	目	
	節	
目	細節	
	細々節	
	事業	

予算配当残額	
更正金額	
差引予算配当残額	

予算配当残額	
更正金額	
差引予算配当残額	

件名等	.....
	.....
	.....
	.....

第38号様式中「津市収入役（氏名）」を「津市会計管理者（氏名）」に、「津市収入役様」を「（あて先）津市会計管理者」に改める。

第40号様式及び第41号様式中「津市収入役」を「津市会計管理者」に改める。

第42号様式から第46号様式までの規定中「津市収入役様」を「（あて先）津市会計管理者」に改める。

第47号様式及び第48号様式を次のように改める。

第 4 7 号様式 ( 第 7 4 条関係 )  
 ( 名 称 ) 会 計

決 裁 日	
起 案 日	

所 属 内 線

振替命令書

年度	( 伝票番号 )	( 整理番号 )	( 呼出番号 )
	会計管理室		
		主管課	
		合議	

年 度	
予算区分	
所 属	
会 計	
科 目	款
	項 目
	節
	細 節
	細々節
	事 業

年 度	
予算区分	
所 属	
会 計	
科 目	款
	項 目
	節
	細 節
	細々節
	事 業

予算配当残額	
振替金額	
差引予算配当残額	

予算配当残額	
振替金額	
差引予算配当残額	
調定累計額	

件名等	.....
	.....
	.....
	.....

第48号様式(第75条関係)

--	--	--	--

釣銭用現金保管換書

金						円
---	--	--	--	--	--	---

ただし、釣銭用現金として

上記釣銭用現金確かに保管換えを受けました。

年 月 日

(あて先) 津市会計管理者

出納員等 所 属  
氏 職 名  
氏 名

印

受 付

返 納 金 額						円
返 納 年 月 日	年 月 日					

上記のとおり領収しました。

津市会計管理者 (氏 名) 印

第49号様式(表)中「津市収入役」を「津市会計管理者」に改める。

第50号様式 中「津市収入役室」を「津市会計管理室」に改め、同様式中「収入役室」を「会計管理室」に、「津市収入役」を「津市会計管理者」に改める。

第51号様式中「(あて先)津市収入役」を「(あて先)津市会計管理者」に改める。

第52号様式(表)中「津市収入役」を「津市会計管理者」に改め、同様式(裏)中「資金前渡職員の所管する事務」を「出納員等、資金前渡職員及び収納事務受託者が行う公金の出納及び預金の整理状況その他会計事務」に、「資金前渡職員その他」を「出納員等、資金前渡職員及び収納事務受託者その他」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

津市契約規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 3 月 31 日

津市長 松田直久

## 津市規則第 32 号

津市契約規則等の一部を改正する規則

(津市契約規則の一部改正)

第 1 条 津市契約規則(平成 18 年津市規則第 40 号)の一部を次のように改正する。

第 13 条第 2 項中「収入役」を「会計管理者」に改める。

(津市物品会計規則の一部改正)

第 2 条 津市物品会計規則(平成 18 年津市規則第 43 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 号中「収入役室長」を「会計管理室長」に改める。

第 4 条第 1 項第 1 号ただし書、第 6 条第 1 項、第 12 条、第 16 条第 2 項、第 18 条、第 19 条、第 25 条第 1 項第 3 号、第 26 条第 2 項、第 29 条第 1 項及び第 30 条第 2 項中「収入役」を「会計管理者」に改める。

第 2 号様式その 1 から第 2 号様式その 3 まで、第 4 号様式及び第 6 号様式中「(あて先)収入役」を「(あて先)会計管理者」に改める。

(津市保育所の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第 3 条 津市保育所の設置及び管理に関する条例施行規則(平成 18 年津市規則第 88 号)の一部を次のように改正する。

第 4 号様式中「(あて先)津市収入役」を「(あて先)津市会計管理者」に改め、  
「取りまとめ郵便局」を削る。

(津市農業共済事業財務規則の一部改正)

第 4 条 津市農業共済事業財務規則(平成 18 年津市規則第 173 号)の一部を次のように改正する。

本則中「収入役」を「会計管理者」に改める。

(津市駐車場事業の財務に関する特例を定める規則の一部改正)

第 5 条 津市駐車場事業の財務に関する特例を定める規則(平成 18 年津市規則第 208 号)の一部を次のように改正する。

本則中「収入役」を「会計管理者」に改める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

津市職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成 20 年 3 月 31 日

津市長 松 田 直 久

津市規則第 33 号

津市職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

津市職員の給与の支給に関する規則（平成 18 年津市規則第 26 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 行政職給料表の職務の級 8 級の項中「消防次長」の次に「、会計管理者」を加え、同表行政職給料表の職務の級 7 級の項中「、副収入役」を削り、「久居工事事務所長」を「工事事務所長」に改め、同表行政職給料表の職務の級 6 級の項中「津リージョンプラザ館長、津市アストプラザ館長」を「津市アストプラザ館長、津リージョンプラザ館長」に、「収入役室長」を「会計管理室長」に、「津市図書館図書事務長」を「津市津図書館図書事務長」に改め、同表行政職給料表の職務の級 5 級の項中「担当主幹」を「企画員、地域企画員、担当主幹」に改める。

附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。



津市勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する規則  
をここに公布する。

平成20年3月31日

津市長 松田直久

津市規則第34号

津市勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する  
規則

津市勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例施行規則（平成18年津  
市規則第129号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月31日

津市長 松田直久

### 津市規則第35号

津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則の一部を改正する規則

津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則（平成18年津市規則第270号）の一部を次のように改正する。

附則第2項の表中「100分の14.5」を「100分の16」に、「100分の2.5」を「100分の4」に改める。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に支給される地域手当については、附則第2項の規定にかかわらず、同項中「100分の16」とあるのは「100分の15」と、「100分の4」とあるのは「100分の3」とする。

津市職員の管理職員特別勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則  
をここに公布する。

平成20年3月31日

津市長 松田直久

#### 津市規則第36号

津市職員の管理職員特別勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する  
規則

津市職員の管理職員特別勤務手当の支給に関する規則（平成18年津市規則  
第29号）の一部を次のように改正する。

第2条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項  
を加える。

2 前項の規定にかかわらず、勤務に従事した時間が1時間以上3時間未満の  
場合は、前項各号に定める額の2分の1の額とする。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

モーターボート競走法第3条に基づく私人委託実施規則をここに公布する。  
平成20年3月31日

津市長 松田直久

### 津市規則第37号

#### モーターボート競走法第3条に基づく私人委託実施規則

##### (趣旨)

第1条 この規則は、モーターボート競走法(昭和26年法律第242号。以下「法」という。)第3条の規定に基づき、本市が行う同条第2号及び第3号の事務(以下「競走事務」という。)を私人に委託することに関し必要な事項を定めるものとする。

##### (適用)

第2条 競走事務の私人への委託については、法令及び津市モーターボート競走実施規則(平成18年津市規則第152号)その他の本市の定める規則のほか、この規則の定めるところによる。

##### (委託の相手方に関する基準)

第3条 本市は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項及び第2項各号に掲げる者のほか、モーターボート競走法施行規則(昭和26年運輸省令第59号。以下「施行規則」という。)第2条第2項各号に掲げる者に競走事務を委託することができない。その者を役員とする法人についても、同様とする。

##### (委託契約)

第4条 競走事務の委託契約(以下「委託契約」という。)は、当該委託業務についての内容、実施方法、実施期間、契約金額、支払方法、契約の変更及び解除の条件その他必要な事項を記載した契約書により締結しなければならない。

##### (公金の払込み)

第5条 施行規則第2条第1項第2号に規定する公金取扱事務の委託を受けた者は、収納した公金を、その内容を示す計算書を添えて、本市の指定する期日までに本市の指定する指定金融機関等に払い込まなければならない。

##### (検査)

第6条 本市は、委託した競走事務の適正な履行を確保するため必要があると

認めるときは、受託者に対し、競走事務の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又は委託の相手方の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他必要な物件を検査することができる旨を委託契約に定めるものとする。

(公表)

第7条 本市は、委託契約を締結したときは、公表しなければならない。

(委任)

第8条 この規則の定めるもののほか、競走事務の委託に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

津市老人福祉法施行取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 3 月 31 日

津市長 松 田 直 久

### 津市規則第 38 号

#### 津市老人福祉法施行取扱規則の一部を改正する規則

津市老人福祉法施行取扱規則（平成 18 年津市規則第 94 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中「含む。）」の次に「及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）による支援給付受給者」を加え、同表（注 2）中「、経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（平成 11 年法律第 8 号）」を削り、「並びに第 41 条の 2」を「、第 41 条の 2、第 41 条の 19 の 2 第 1 項並びに第 41 条の 19 の 3 第 1 項」に改める。

第 1 号様式中「痴呆」を「認知症」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

津市モーターボート競走実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成20年3月31日

津市長 松田直久

津市規則第39号

津市モーターボート競走実施規則の一部を改正する規則

津市モーターボート競走実施規則（平成18年津市規則第152号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「社団法人三重県モーターボート競走会」を「財団法人日本モーターボート競走会」に改める。

第51条中「第12条第1項各号」を「第18条第1項各号」に改める。

第54条第2項中「第7条ただし書」を「第9条ただし書」に改める。

第58条第2号中「第34条、第35条又は第37条から第39条まで」を「第72条、第73条又は第75条から第77条まで」に改め、同条第4号中「第27条から第29条まで」を「第65条から第68条まで」に改める。

第64条の2第1項中「第12条」を「第18条」に改める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

津市モーターボート競走場内食堂施設等の使用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月31日

津市長 松田直久

津市規則第40号

津市モーターボート競走場内食堂施設等の使用に関する規則の一部を改正する規則

津市モーターボート競走場内食堂施設等の使用に関する規則（平成18年津市規則第156号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号中「第18条第3号」を「第23条第3号」に改める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。



津市モーターボート競走における電話投票の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月31日

津市長 松田直久

津市規則第41号

津市モーターボート競走における電話投票の実施に関する規則の一部を改正する規則

津市モーターボート競走における電話投票の実施に関する規則（平成18年津市規則第158号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「社団法人三重県モーターボート競走会」を「財団法人競艇振興センター」に、「競走会」を「センター」に改め、同条第2項中「競走会」を「センター」に改める。

第8条第1号中「第9条各号又は第9条の2」を「第11条各号又は第12条」に改め、同条第4号を次のように改める。

法人又は個人事業者

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則及び津市営若者住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに交付する。

平成20年3月31日

津市長 松田直久

津市規則第42号

津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則及び津市営若者住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則(平成18年津市規則第203号)の一部を次のように改正する。

第31条を第32条とし、第30条に次に次の1条を加える。

(入居の決定等に関する意見聴取)

第31条 市長は、必要があると認めるときは、市営住宅等への入居の決定をしようとする者(同居しようとする者を含む。)又は現に市営住宅等を使用している者(同居者を含む。)の条例第6条第1項第5号に該当する事由の有無について三重県警察本部長の意見を聴くことができる。

第1号様式(裏)を次のように改める。

(裏)

付 近 見 取 図	調査番号	現 在 の 住 居 の 状 況
4		1 あなたの現在のお住まいについて、該当する にレ印を、( )内に必要な事項を記入してください。  借家 アパート 間借り 社宅 寮 親兄弟の家 持家 その他 ( )
	〔注〕調査員が実情調査に伺いますので、分かりやすく記入してください。	2 入居を希望する理由 結婚のため 通勤困難なため 現住居が狭小のため ( 部屋数 室、畳数 畳 ) 現住居が高家賃のため ( 1月 円 ) 他の世帯と同居しているため 正当な理由による立ち退きの要求を受けているため その他 ( )
<p>上記のとおり相違ありませんから、市営住宅への入居を申し込みます。</p> <p>なお、この申込書に虚偽の記載があったとき、又は私若しくは同居させようとする者が暴力団員であるときは、申込みを無効とされても異議を申し立てません。</p> <p>また、津市が入居資格審査を行うに当たり、私又は同居させようとする者が暴力団員であるか否かを三重県警察本部長に照会することに同意します。</p> <p>年 月 日</p> <p>申込者</p> <p>(あて先)津市長</p>		

備考 欄は、記入しないでください。

第 1 2 号様式及び第 1 3 号様式を次のように改める。

第 1 2 号様式（第 11 条関係）

市営住宅賃貸借契約書

賃貸人津市（以下「甲」という。）と賃借人（以下「乙」という。）とは、市営住宅の賃貸借について、次の条項により賃貸借契約を締結する。

（賃貸物件）

第 1 条 甲は、津市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成 18 年津市条例第 215 号。以下「条例」という。）及び津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（平成 18 年津市規則第 203 号。以下「規則」という。）の規定に基づき、その所有に係る次に掲げる市営住宅（以下「住宅」という。）を、この契約書に記載された条件で乙に賃貸するものとする。

- （1）所在地
- （2）名称
- （3）構造及び床面積

（賃貸借期間）

第 2 条 賃貸借期間は、この契約の締結の日から起算して 3 年間とする。ただし、賃貸借期間満了の前日 1 月までに甲、乙いずれか一方から何らの意思表示のないときは、この契約は、当該賃貸借期間満了の日の翌日から更に 1 年間更新されたものとみなす。その後においても、同様とする。

（家賃）

第 3 条 毎月の家賃は、条例第 16 条の規定により算出した額とし、乙は、毎月末日までに甲の指示する方法によって甲に支払うものとする。ただし、前条に定める賃貸借期間の始期又は終期が月の中途にかかるときは、当該月分の家賃は、日割計算によって算定した額とする。

2 甲は、乙の収入が甲の定める基準を超えると認定したときは、甲の定める家賃（割増賃料を含む。）を徴収する。

（敷金）

第 4 条 乙は、この契約の締結と同時に前条に定める家賃の 3 月分を敷金として甲に納付しなければならない。

2 敷金は、無利息とし、第 2 条に定める賃貸借期間が終了したとき、又はこの契約が解除されたときに、乙に還付するものとする。ただし、甲は、乙の未納の家賃、割増賃料その他損害賠償金があるときは、その未納額を敷金から控除して還

付するものとする。

3 前項の場合において、敷金の額が未納の家賃、割増賃料その他損害賠償金の合計額に満たないときは、乙は、甲の指示に従いその不足額を納付しなければならない。

4 乙は、賃貸借期間中においては、敷金をもって家賃その他この契約に基づく乙の債務弁済に充てることを主張することはできない。

(乙の退去)

第5条 乙が住宅から退去しようとするときは、14日以上の予告期間をもって、甲の定める市営住宅等返還届書を甲に提出するものとし、その市営住宅等返還届書に記載された退去の日をもって、この契約は、解除されたものとする。

2 乙は、前項の規定により市営住宅等返還届書を甲に提出したときは、その市営住宅等返還届書に記載した退去の日までに住宅を空け、これを甲に返還しなければならない。この場合において、乙は、退去しようとする日の5日前までに住宅の検査を受けなければならない。

3 乙が、市営住宅等返還届書を甲に提出しないで住宅を退去したときは、甲が乙の退去の事実を知った日の翌日から起算して14日目をもって、この契約は、解除されたものとする。

(住宅使用上の注意)

第6条 乙は、甲から住宅の引渡しを受けた後は、甲の指示に従って善良な管理者の注意をもってこれを維持管理しなければならない。

(電気、ガス及び上水道の需給契約)

第7条 電気、ガス及び上水道の需給については、乙が直接供給者と契約するものとする。ただし、法令上又は建物の構造上これができないときは、甲が乙及び乙以外の居住者を代表して契約することができる。

2 前項の場合において、契約名義のいかんにかかわらず、その契約によって生ずる使用料の支払については、甲の指定する方法で乙及び乙以外の居住者が負担する。

(入居者の費用負担義務)

第8条 乙は、前条の規定に基づく費用のほか、次に掲げる費用を負担する。

(1) 下水道の使用料

(2) 汚物及び塵<sup>じり</sup>かいの処理に要する費用

(3) 共同施設の使用及び維持に要する費用

(4) 畳表の取替え、ふすまの張り替え、各戸内の給水栓、点滅器、電球等の取

替え、破損ガラスの取替えその他の小修繕に要する費用

(禁止事項)

第9条 乙は、乙以外の居住者と協力して共同生活の秩序維持に当たり、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 住宅を居住以外の目的のために使用すること。
- (2) この契約に基づく権利を第三者に譲渡し、又は住宅の全部若しくは一部を第三者に転貸し、若しくは使用させること。
- (3) 甲の承認を得ないで、住宅を模様替し、若しくは増築し、又は工作物等を築造すること。
- (4) 甲の承認を得ないで、市営住宅入居申込書に記載した親族以外の者を同居させること。
- (5) 土地、共用部分若しくは共同施設をみだりに占有し、若しくは不当に使用し、又は土地、共用部分若しくは共同施設に係る甲若しくは乙以外の居住者の正当な使用を妨げること。
- (6) 犬、猫、鳥等のペット類の飼育をすること。
- (7) その他共同生活の秩序を乱し、甲又は乙以外の居住者に迷惑をかけること。

(契約の解除及び住宅の明渡し)

第10条 乙又は乙の同居親族が次の各号のいずれかに該当する場合は、甲は、この契約を解除することができる。この場合において、この契約が解除されたときは、乙は、速やかに住宅を明け渡さなければならない。

- (1) 不正の行為によって住宅に入居したとき。
- (2) 家賃又は割増賃料を3月以上滞納したとき。
- (3) 住宅又は共同施設を故意に滅失し、又は損傷したとき。
- (4) 正当な事由によらないで15日以上住宅を使用しないとき。
- (5) 条例第26条から第31条までの規定に違反したとき。
- (6) 公営住宅の借上げの期間が満了するとき。
- (7) **暴力団員であることが判明したとき。**
- (8) この契約に定める義務を履行しないとき。

(損害賠償金の支払)

第11条 乙は、前条の規定により、甲から住宅の明渡しを請求されたときは、条例第46条の規定による金銭を支払わなければならない。

(原状回復義務等)

第12条 乙は、住宅又は共同施設に関し滅失し、又は損傷した部分があるときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(明渡しの努力義務)

第13条 乙は、収入が甲の定める基準を超過した場合は、速やかに甲に届け出て、その住宅を明け渡すよう努めなければならない。

(連帯保証人)

第 14 条 連帯保証人は、乙と連帯してこの契約に基づく一切の債務を保証する。

2 乙は、乙の連帯保証人が死亡し、所在不明であり、又は無資力である等の理由により連帯保証人としての資格を失ったときは、速やかに他の連帯保証人を立て、その旨を甲に届け出なければならない。

(立入検査)

第 15 条 甲は、住宅の管理上必要があると認めるときは、乙に理由を明らかにして、甲の代理人に住宅の立入検査をさせることができる。

2 前項の場合において、乙が不在のときは、乙の家族又は住宅管理人が立ち会うものとする。

(疑義等の決定)

第 16 条 条例及び規則に定めるもののほか、この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義の生じた事項については、必要に応じ甲、乙協議の上、決定するものとする。

この契約の締結を証するため、本書 3 通を作成し、甲、乙及び連帯保証人記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

年 月 日

賃貸人 甲 津市西丸之内 23 番 1 号

津市

津市長 (氏 名) 印

賃借人 乙 住 所

氏 名

連帯保証人 住 所

氏 名



第13号様式（第11条関係）

店舗賃貸借契約書

賃貸人津市（以下「甲」という。）と賃借人（以下「乙」という。）とは、店舗の賃貸借について、次の条項により賃貸借契約を締結する。

（賃貸物件）

第1条 甲は、津市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成18年津市条例第215号。以下「条例」という。）及び津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（平成18年津市規則第203号。以下「規則」という。）の規定に基づき、その所有に係る次に掲げる店舗（以下「店舗」という。）を、この契約書に記載された条件で乙に賃貸するものとする。

- （1）所在地
- （2）名称
- （3）構造及び床面積

（賃貸借期間）

第2条 賃貸借期間は、この契約の締結の日から起算して3年間とする。ただし、賃貸借期間満了の日前1月までに甲、乙いずれか一方から何らの意思表示のないときは、この契約は、当該賃貸借期間満了の日の翌日から更に1年間更新されたものとみなす。その後においても、同様とする。

（家賃）

第3条 毎月の家賃は、条例第16条第4項の規定による額とし、乙は、毎月末日までに甲の指示する方法によって甲に支払うものとする。ただし、前条に定める賃貸借期間の始期又は終期が月の中途にかかるときは、当該月分の家賃は、日割計算によって算定した額とする。

（敷金）

第4条 乙は、この契約の締結と同時に前条に定める家賃の3月分を敷金として甲に納付しなければならない。

2 敷金は、無利息とし、第2条に定める賃貸借期間が終了したとき、又はこの契約が解除されたときに、乙に還付するものとする。ただし、甲は、乙の未納の家賃その他損害賠償金があるときは、その未納額を敷金から控除して還付するものとする。

3 前項の場合において、敷金の額が未納の家賃その他損害賠償金の合計額に満たないときは、乙は、甲の指示に従いその不足額を納付しなければならない。

4 乙は、賃貸借期間中においては、敷金をもって家賃その他この契約に基づく乙の債務弁済に充てることを主張することはできない。

（乙の退去）

第5条 乙が店舗から退去しようとするときは、14日以上の予告期間をもつ

て、甲の定める市営住宅等返還届書を甲に提出するものとし、その市営住宅等返還届書に記載された退去の日をもって、この契約は、解除されたものとする。

2 乙は、前項の規定により市営住宅等返還届書を甲に提出したときは、その市営住宅等返還届書に記載した退去の日までに店舗を空け、これを甲に返還しなければならない。この場合において、乙は、退去しようとする日の5日前までに店舗の検査を受けなければならない。

3 乙が、市営住宅等返還届書を甲に提出しないで店舗を退去したときは、甲が乙の退去の事実を知った日の翌日から起算して14日目をもって、この契約は、解除されたものとする。

(店舗使用上の注意)

第6条 乙は、甲から店舗の引渡しを受けた後は、甲の指示に従って善良な管理者の注意をもってこれを維持管理しなければならない。

(電気、ガス及び上水道の需給契約)

第7条 電気、ガス及び上水道の需給については、乙が直接供給者と契約するものとする。ただし、法令上又は建物の構造上これができないときは、甲が乙及び乙以外の店舗使用者を代表して契約することができる。

2 前項の場合において、契約名義のいかんにかかわらず、その契約によって生ずる使用料の支払については、甲の指定する方法で乙及び乙以外の店舗使用者が負担する。

(店舗使用者の費用負担義務)

第8条 乙は、前条の規定に基づく費用のほか、次に掲げる費用を負担する。

(1) 下水道の使用料

(2) 汚物及び塵<sup>じん</sup>かいの処理に要する費用

(3) 共同施設の使用及び維持に要する費用

(4) 各戸内の給水栓、点滅器、電球等の取替え、破損ガラスの取替えその他の小修繕に要する費用

(禁止事項)

第9条 乙は、乙以外の居住者と協力して共同生活の秩序維持に当たり、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 店舗を店舗以外の目的のために使用すること。

(2) この契約に基づく権利を第三者に譲渡し、又は店舗の全部若しくは一部を第三者に転貸し、若しくは使用させること。

(3) 甲の承認を得ないで、店舗を模様替し、若しくは増築し、又は工作物等を築造すること。

(4) 土地、共用部分若しくは共同施設をみだりに占有し、若しくは不当に使用し、又は土地、共用部分若しくは共同施設に係る甲若しくは乙以外の居住者の正当な使用を妨げること。

(5) 犬、猫、鳥等のペット類の飼育をすること。

(6) その他共同生活の秩序を乱し、甲又は乙以外の居住者に迷惑をかけること。

(契約の解除及び店舗の明渡し)

第10条 乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、甲は、この契約を解除することができる。この場合において、この契約が解除されたときは、乙は、速やかに店舗を明け渡さなければならない。

- (1) 不正の行為によって店舗に入居したとき。
- (2) 家賃を3月以上滞納したとき。
- (3) 店舗又は共同施設を故意に滅失し、又は損傷したとき。
- (4) 正当な理由によらないで15日以上店舗を使用しないとき。
- (5) 条例第26条から第31条までの規定に違反したとき。
- (6) **暴力団員であることが判明したとき。**
- (7) この契約に定める義務を履行しないとき。

(損害賠償金の支払)

第11条 乙は、前条の規定により、甲から店舗の明渡しを請求されたときは、明渡しの請求を受けた日の翌日から明渡し済みの日までの家賃に相当する額の2倍の額の損害賠償金を甲に支払わなければならない。

(原状回復義務等)

第12条 乙は、店舗又は共同施設に関し滅失し、又は損傷した部分があるときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(連帯保証人)

第13条 連帯保証人は、乙と連帯してこの契約に基づく一切の債務を保証する。

2 乙は、乙の連帯保証人が死亡し、所在不明であり、又は無資力である等の理由により連帯保証人として資格を失ったときは、速やかに他の連帯保証人を立て、その旨を甲に届け出なければならない。

(立入検査)

第14条 甲は、店舗の管理上必要があると認めるときは、乙に理由を明らかにして、甲の代理人に店舗の立入検査をさせることができる。

2 前項の場合において、乙が不在のときは、乙の家族又は住宅管理人が立ち会うものとする。

(疑義等の決定)

第15条 条例及び規則に定めるもののほか、この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義の生じた事項については、必要に応じ甲、乙協議の上、決定するものとする。

この契約の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び連帯保証人記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

年 月 日

貸貸人 甲 津市西丸之内 23 番 1 号  
津市

津市長 (氏 名) 印

賃借人 乙 住 所

氏 名

連帯保証人 住 所

氏 名

第19号様式及び第19号様式の2中「(あて先)津市収入役」を「(あて先)津市会計管理者」に改める。

(津市営若者住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 津市営若者住宅の設置及び管理に関する条例施行規則(平成18年津市規則第204号)の一部を次のように改正する。

第2条中「市営若者住宅入居申込書は、第1号様式」を「入居の申込みは、市営若者住宅入居申込書(第1号様式)」に改める。

第10条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

(入居の決定等に関する意見聴取)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、住宅への入居の決定をしようとする者(同居しようとする者を含む。)又は現に住宅を使用している者の条例第4条第4号に該当する事由の有無について、三重県警察本部長の意見を聴くことができる。

第1号様式を次のように改める。

第1号様式（第2条関係）

受付番号	受付月日
------	------

適 否	入居順位	決定住宅
-----	------	------

市営若者住宅（コミュニティ・ ）入居申込書

注意  
3 2 1  
申込みは、調査の結果、記載に偽りがある場合には、入居することができません。一世帯一住宅に限ります。

申込者現住所 ふりがな 氏 名	_____					
	_____					
	_____ 電話 _____ ( )					
申込者勤務先所在地 名 称	_____					
	_____ 電話 _____ ( )					
入居すべき家族（申込者の氏名も記載のこと。）						
氏 名	年齢	申込者との続柄	職 業	月 収		許可月日 月 日 入居月日 月 日
		本人				
上記のとおり相違ありませんので、入居許可されたく申し込みます。 <u>なお、私又は同居させようとする者が暴力団員であるときは、申込みを無効とされても異議を申し立てません。</u> <u>また、市が入居資格審査を行うに当たり、私又は同居させようとする者が暴力団員であるか否かを三重県警察本部長に照会することに同意します。</u>						
年 月 日						
申込者氏名						
(あて先) 津市長						
添付書類						
1 世帯全員の住民票の写し						
2 所得課税証明書						
3 納税証明書						

第3号様式を次のように改める。

第3号様式（第4条関係）

誓 約 書

津市営若者住宅（コミュニティ・ ）所在地 津市美杉町

番 号 第 棟（駐車場付き）

家 賃 金 円也（1月当たり）

敷 金 金 円也

使用期間 年 月 日から 年 月 日まで

年 月 日付け津市指令（記号番号）で津市営若者住宅（コミュニティ・ ）の入居許可を受けたので津市営若者住宅の設置及び管理に関する条例、同施行規則及び別紙賃貸借に係る詳細事項を遵守します。

年 月 日

（あて先）津市長

入居者住所

氏名

上記連帯保証人住所

氏名



第4号様式中「(あて先)津市収入役」を「(あて先)津市会計管理者」に改める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

津市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 3 月 31 日

津市長 松田直久

#### 津市規則第 43 号

津市市税条例施行規則の一部を改正する規則

津市市税条例施行規則（平成 18 年津市規則第 38 号）の一部を次のように改正する。

別記中「市民税・県民税特別徴収税額の納税者への通知書」を「削除」に改め、「条例第 44 条及び法第 321 条の 4 第 1 項」を削り、「市民税・県民税特別徴収税額変更通知書」を「削除」に改め、「法第 321 条の 6 第 1 項」を削り、「市民税・県民税税額変更通知書」を「市民税・県民税税額変更（賦課決定）通知書」に、「固定資産税・都市計画税税額変更・決定通知書」を「固定資産税・都市計画税税額変更（決定）通知書」に、「原動機付自転車試乗標識交付証明書」を「原動機付自転車（小型特殊自動車）試乗標識交付証明書」に改める。

第 5 号様式その 3 を次のように改める。



(裏)

市外の人で、郵便局での市税の払込みを御利用される人は、次の口座に払い込んでください。  
(国民健康保険料は除きます。)

02	名古屋																			
口座番号																				
加入者名	津市																			

通信欄に「年度、税目、納税通知書番号、期別、標識番号(軽自動車税の場合)、税額」をはっきり記入してください。

現金書留で送金される場合は、この通知書を同封してください。

市税の納税に関すること

・納税についての御相談に関すること 電話番号

・市税の口座振替に関すること 電話番号

市民税・県民税、軽自動車税の課税内容に関すること

・市民税・県民税に関すること 電話番号

・軽自動車税に関すること 電話番号

固定資産税・都市計画税の課税内容に関すること

・土地に関すること 電話番号

・家屋・償却資産に関すること 電話番号

国民健康保険料に関すること

・保険料の算定に関すること 電話番号

・納付についての御相談や口座振替に関すること 電話番号

略称説明	
略称	税目(保険料)
普徴	個人の市民税・県民税(普通徴収)
特徴	個人の市民税・県民税(特別徴収)
固定	固定資産税・都市計画税
軽自	軽自動車税
法人	法人の市民税
国保	国民健康保険料
入湯	入湯税
保有	特別土地保有税

市民税・県民税

1月1日現在津市内に住所を有する個人又は津市内に事務所等を有する法人に課税されます。したがって、年の途中で他市区町村へ転出されても、その年度分は津市に納税していただくことになります。会社等を退職し、特別徴収(給料から税金を天引きする方法)ができなくなると、その残額については普通徴収(本人が直接納付する方法)となります。

固定資産税・都市計画税

1月1日現在の固定資産の所有者に対して課税されます。年の途中で物件を売却し、買受人との間に納付の約束がされていても売渡人が納税義務者となります。

軽自動車税

4月1日現在の軽自動車等の所有者に対して課税されます。もし、現に所有していない車があれば、直ちに廃車届等をしてください。届出がされるまでは所有しているものとして、毎年課税され納税義務を負うこととなります。

軽自動車等の住所変更手続について

津市から他市町村へ住所を変更された場合に軽自動車等にも住所変更手続が必要です。

- 1 原動機付自転車(125cc以下)は、津市交付のナンバープレートを返還してください。その上で、新住所地で交付を受けてください(新住所地の市町村役場で手続をしてください。)
- 2 126cc以上の二輪車(軽二輪・小型二輪)は最寄りの陸運支局へ、また、軽四輪車は、軽自動車検査協会へお問い合わせください。

国民健康保険料

この保険料は、国民健康保険法及び津市国民健康保険条例に基づき、被保険者の属する世帯の世帯主(世帯主が国保に加入していない場合でも、世帯員のだれかが加入していればその世帯主)に課せられます。

延滞金

納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額に年14.6パーセント(納期限の翌日から1箇月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント(当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合))の割合を乗じて計算した金額が加算されます。

納税(納付)証明について

納付後1週間以内に納税(納付)証明書が必要な場合は、領収書をお持ちください。

(住所)

津市役所

第14号様式中「1月」を「1箇月」に改め、「年7.3パーセント(」の次に「当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、」を加え、「における公定歩合」を「における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率」に、「当該公定歩合」を「当該商業手形の基準割引率」に改める。

第16号様式中「1月」を「1箇月」に改め、「年7.3パーセント(」の次に「当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、」を加え、「における公定歩合」を「における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率」に、「当該公定歩合」を「当該商業手形の基準割引率」に改める。

第35号様式中「(あて先)津市収入役」を「(あて先)津市会計管理者」に改める。

第36号様式その1を次のように改める。

第36号様式その1 (第21条関係)

市税関係証明書等交付等申請書

(あて先) 津市長

年 月 日

1 申請者 (申請者が同居の親族を除く代理人の場合は、右の代理人選任届書が必要となります。)

住所 (所在地)		代理人選任届書 (あて先) 津市長 左記の申請者を代理人として選任し、本交付申請 手続及び証明書等の受領を委任したので届けま す。 年 月 日 住所(所在地) _____ 氏名(名称) _____ (印)
ふりがな		
氏名 (名称) (印)		
生年月日	年 月 日	

申請される際は、申請者本人の身分を確認する資料 (運転免許証等) を御用意ください。

2 納税義務者 (どなたの証明書等が必要ですか。)

ふりがな	
氏名 (名称)	(生年月日 年 月 日)

3 申請者との続柄又は関係

申請者本人	代理人	法人の従業員
同居の親族[続柄		]
その他[		]

法人の証明が必要な場合は、氏名欄に「法人の名称」及び「代表者名」を記入してください。

4 証明書等 (どの証明書等が必要ですか。欄にチェックし、必要事項 (年度・必要通数等) を記入してください。)

収納関係	納税証明書 (年度・税目別)	年度	通	市県民税 法人市民税 軽自動車税 特別土地保有税 固定資産税・都市計画税
	完納証明書	全年度	通	全税目
住民税関係	所得証明書	年分	通	本人分のみ 世帯全員分
	課税証明書	年度	通	
	所得・課税証明書	年度分	通	
軽自係	軽自動車車検用納税証明書		通	標識番号 [ ]
固定資産税関係	評価証明書	年度	通	所有物件全部 土地全部 家屋全部 一部
	課税標準額証明書	年度	通	
	公租公課証明書	年度	通	
	評価額・課税標準額証明書	年度	通	
	住宅用家屋証明書	年度	通	
	その他資産に関する証明書	年度	通	
	固定資産課税台帳写し (閲覧)	年度	通	

一部の場、所在地・地番を記入してください

土地 / 家屋	
土地 / 家屋	
土地 / 家屋	

5 申請理由 (誤交付を防止するため、分かる範囲で利用目的を記入してください。)

申請理由	確認 児童手当 福祉関係 公営住宅関係 入札参加資格審査関係 登記関係 裁判関係 (訴訟・競売等) 車検用 その他 ( )
------	--

事務処理欄 (以下は、事務処理で使用しますので、記入しないでください。)

申請者 確認資料	運転免許証 外国人登録証 パスポート (旅券) 健康保険証 年金手帳 納税通知書 社員 (身分) 証 その他 [ ]
-------------	---

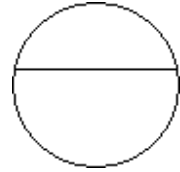
発行処理	収納	住民税	軽自	固定資産税	総合支所	備考

第37号様式その2（注意）中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

1 継続検査を申請する際この証明書の提示がなければ、道路運送車両法第97条の2の規定により検査が拒否されます。

第37号様式その3及び第38号様式その1を次のように改める。

第37号様式その3 (第21条関係)



(住所)

(氏名)

様

軽自動車税 車検用 納税証明書

証明書番号		
納税義務者	氏名 (名称)	
	住所 (所在地)	
車両番号		
納税済 年月日	年 月 日	
有効期限	年 月 日	
備考		

上記のとおり証明する。

年 月 日

軽自動車税  
車検用納税証明書 在中

津市

(住所)

津市(名称)部(名称)課

電話番号

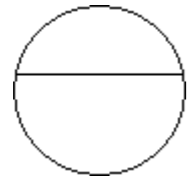
津市長 (氏名) 印

- 1 継続検査を申請する際この証明書の呈示がなければ、道路運送車両法第97条の2の規定により検査が拒否されます。
- 2 滞納が天災その他やむを得ない事由によるものである場合には、備考欄にその旨記載されます。
- 3 賦課期日(4月1日)後に所有者の変更があった場合には、備考欄に変更後の所有者について賦課期日の属する年度においては滞納がない旨記載されます。
- 4 この証明書の有効期限欄には、この証明書の交付後、最初に到来する納期限の前日が記載されます。

この証明書は、上記車両の車検時まで保管してください。



第38号様式その1(第21条関係)



(住所)  
(氏名) 様

親展

〒 (住所)  
津市(名称)部(名称)課  
電話番号

納付場所

(表)  
津市(税目)督促状

科目	年度	期別	税額	督促	延滞金
通知書番号			円	円	円
計			税額 円	督促円	延滞金円
合計			円		

年 月 日  
津市長 (氏名) 印

納付指定期限  
この明細は、現在で作成したものです。既に納付済みのときは、行き違いですのであしからず御了承ください。  
津市(名称)部(名称)課  
電話番号

領収日付印		収 し ま し た。 上 記 の と お り 領
-------	--	---

(納付者用)

I 市町村	督促手数料	延滞金
税目 賦年 会年 期別	通知書番号	税額・保険料額 C D
市町村	督促手数料	延滞金
税目 賦年 会年 期別	通知書番号	税額・保険料額 C D
市町村	督促手数料	延滞金
税目 賦年 会年 期別	通知書番号	税額・保険料額 C D
市町村	督促手数料	延滞金
税目 賦年 会年 期別	通知書番号	税額・保険料額 C D
市町村	督促手数料	延滞金
税目 賦年 会年 期別	通知書番号	税額・保険料額 C D
市町村	督促手数料	延滞金
税目 賦年 会年 期別	通知書番号	税額・保険料額 C D
市町村	督促手数料	延滞金
税目 賦年 会年 期別	通知書番号	税額・保険料額 C D
市町村	督促手数料	延滞金
税目 賦年 会年 期別	通知書番号	税額・保険料額 C D

納  
付  
書  
兼  
納  
付  
通  
知  
書

合計	税額 円	督促円	延滞金円
領収合計金額			円

上記金額を領収しましたから通知します。  
様納

納付指定期限  
納付指定期限を過ぎますとこの通知書は使用できません。  
津市(名称)部(名称)課 金融機関 津市

領収日付印	
-------	--

(裏)  
せつめい

市外の人で、郵便局での市税の払込みを御利用される人は、次の口座に払い込んでください。  
(国民健康保険料は除きます。)

02	名古屋																			
口座番号																				
加入者名	津市																			

通信欄に「年度、税目、納税通知書番号、期別、標識番号(軽自動車税の場合)、税額」をはっきり記入してください。

現金書留で送金される場合は、この通知書を同封してください。

問い合わせ先

- 市税の納税に関すること  
・納税についての御相談に関すること 電話番号

---

- ・市税の口座振替に関すること 電話番号

---

- 市民税・県民税、軽自動車税の課税内容に関すること  
・市民税・県民税に関すること 電話番号

---

- ・軽自動車税に関すること 電話番号

---

- 固定資産税・都市計画税の課税内容に関すること  
・土地に関すること 電話番号

---

- ・家屋・償却資産に関すること 電話番号

---

- 国民健康保険料に関すること  
・保険料の算定に関すること 電話番号

---

- ・納付についての御相談や口座振替に関すること 電話番号

略称説明

略称	税目(保険料)
普徴	個人の市民税・県民税(普通徴収)
特徴	個人の市民税・県民税(特別徴収)
固定	固定資産税・都市計画税
軽自	軽自動車税
法人	法人の市民税
国保	国民健康保険料
入湯	入湯税
保有	特別土地保有税

市民税・県民税

1月1日現在津市内に住所を有する個人又は津市内に事務所等を有する法人に課税されます。したがって、年の途中で他市区町村へ転出されても、その年度分は津市に納税していただくことになります。会社等を退職し、特別徴収(給料から税金を天引きする方法)ができなくなると、その残額については普通徴収(本人が直接納付する方法)となります。

固定資産税・都市計画税

1月1日現在の固定資産の所有者に対して課税されます。年の途中で物件を売却し、買受人との間に納付の約束がされていても売渡人が納税義務者となります。

軽自動車税

4月1日現在の軽自動車等の所有者に対して課税されます。もし、現に所有していない車があれば、直ちに廃車届等をしてください。届出がされるまでは所有しているものとして、毎年課税され納税義務を負うこととなります。

軽自動車等の住所変更手続について

津市から他市町村へ住所を変更された場合に軽自動車等にも住所変更手続が必要です。

- 1 原動機付自転車(125cc以下)は、津市交付のナンバープレートを返還してください。その上で、新住所地で交付を受けてください(新住所地の市町村役場で手続をしてください。)
- 2 126cc以上の二輪車(軽二輪・小型二輪)は最寄りの陸運支局へ、また、軽四輪車は、軽自動車検査協会へお問い合わせください。

国民健康保険料

この保険料は、国民健康保険法及び津市国民健康保険条例に基づき、被保険者の属する世帯の世帯主(世帯主が国保に加入していない場合でも、世帯員のだれかが加入していればその世帯主)に課せられます。

延滞金

納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額に年14.6パーセント(納期限の翌日から1箇月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント(当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合))の割合を乗じて計算した金額が加算されます。

納税(納付)証明について

納付後1週間以内に納税(納付)証明書が必要な場合は、領収書をお持ちください。

滞納処分

この督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納されないと、財産の差押え等滞納処分を行います。

#### 異議申立て

この督促状に不服がある場合は、この督促状を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、津市長に対して異議申立てをすることができます。

また、この異議申立てに対する決定書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この訴えは、前記の異議申立てに対する決定を受けた後でなければ提起することができないこととされていますが、行政事件訴訟法第8条第2項各号のいずれかに該当するときは、決定を経ないで、訴えを提起することができます。

第 3 8 号様式その 2 を削る。

第 3 8 号様式その 3 (表) 中

「(住 所)                      」(所 在 地)  
(氏 名)                      を (名 称)                      に改め、同様式(裏)を  
  様」                      御中」

次のように改め、同様式を第 3 8 号様式その 2 とする。

(裏)

注 意 事 項

次の事項に御注意ください。

延 滞 金

納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、税額又は納入金額(1,000円未満の端数があるとき、又はその金額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から1箇月を経過する日までの期間については年7.3パーセント(当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が、年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合))の割合を乗じて計算した金額を加算してください。

注1 延滞金が1,000円未満であるときは、その全額を切り捨てる。

2 延滞金に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

滞 納 処 分

この督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、財産の差押えを受けることがあります。

異議申立て

この督促状に不服がある場合は、この督促状を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、津市長に対して異議申立てをすることができます。

また、この異議申立てに対する決定書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この訴えは、前記の異議申立てに対する決定を受けた後でなければ提起することができないこととされていますが、行政事件訴訟法第8条第2項各号のいずれかに該当するときは、決定を経ないで、訴えを提起することができます。

この督促状が納付後に着きましたら事務上の行き違いですから御了承ください。

(住所)

津市(名称)部(名称)課

電話番号

第43号様式その1から第46号様式その2までを次のように改める。

第43号様式その1(第21条関係)

(1)

(住所) _____ _____	様方 (氏名) _____ 様
---------------------	--------------------

年度 市民税・県民税 納税通知書
------------------------

年 月 日

津市長 (氏 名) 印

通知書番号	
お問い合わせ番号	

年 税 額					円
-------	--	--	--	--	---

次の税額を納期限までに納付してください。

全期分納付		期 別 納 付 (単位:円)					
納期限	年 月 日	納期限	第 1 期 分 年 月 日	第 2 期 分 年 月 日	第 3 期 分 年 月 日	第 4 期 分 年 月 日	
納付額		納付額					
充当額		充当額					
充当後 納付額		充当後 納付額					

充当額とは、配当割額・株式譲渡割額控除額が所得割より控除することができなかった場合に、税額に充当される金額です。

(2)

1 賦課の根拠

この税金は、地方税法及び津市市税条例の規定により、  
 年1月1日現在、津市内に住所を有する個人又は津市内に事務所、事業所若しくは家屋敷を有する個人に課税するものです。

2 課税と納税のしくみ

3 均等割の税額

市民税	県民税

4 所得割の税率(総合課税分)

課税所得金額	市民税	県民税

5 分離短期譲渡所得分の税率

市民税	県民税	又は	市民税	県民税

( 3 )

年度 市民税・県民税 課税の明細

納税義務者		住所						
		氏名		様				
総所得金額の内訳 (円)				所得控除金額の内訳 (円)				
事業	営業等		給与(支払額)	雑損		障・寡・勤		
	農業		所得	医療費		配偶者		
	不動産		(公的年金等支払額)	社会保険料		配偶者特別		
	利子		所得	小規模企業共済等		扶養		
	配当		譲渡・一時	生命保険料		基礎		
		繰越損失		地震保険料		所得控除の合計額		
				寄附金				
所得区分	所得金額(円)	課税所得金額(千円)	市民税算出税額(円)	県民税算出税額(円)	人的控除の内訳	控老特内老そ 配配定老人扶 同他同	障本障寡寡寡勤家調 内特他特他婦婦夫学敷整	
総所得								
分離短期譲渡								
分離長期譲渡								
山林								
株式等の譲渡								
先物取引								
合計所得金額								
(単位:円)								
区分	算出税額の合計	調整控除	税額控除等	住宅借入金等特別税額控除	配当割・株式譲渡割控除	所得割額	均等割額	年税額
市民税								
県民税								
特別徴収税額 (給与から徴収される分)		差引普通徴収税額		所得割より控除することができなかった配当割・株式等譲渡所得割額控除額		左記の額に係る充当額		

( 4 )

6 分離長期譲渡所得分の税率

市民税	県民税

7 証券会社を通じた上場株式等の譲渡所得分の税率

市民税	県民税

8 配当所得に対する税額控除

課税所得金額					
種類	市民税	県民税	市民税	県民税	
利益の配当等					

9 配当割額控除額又は株式等譲渡所得割額控除額

区分	市民税	県民税
配当割額又は株式等譲渡所得割額		

10 証明書の請求について

市民税・県民税に関する証明が必要な人は、本人を確認できる資料及び印鑑を持参の上、次の場所へお越しください。なお、本人又は同居の親族以外の人がお越しの場合は、委任状が必要です。

11 津市から転出された人へ

あなたの 年度分の市民税・県民税は、地方税法の規定により、 年1月1日現在の住所地(津市)で賦課・徴収されますので、この納付書で納付してください。  
 年分の所得証明書、 年度の課税証明書等は津市で発行します。

12 納付場所



( 5 )

不服がある場合

この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、津市長に対して異議申立てをすることができます。

また、この異議申立てに対する決定書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告としてこの処分取消しの訴えを提起することができます。

なお、この訴えは、前記の異議申立てに対する決定を受けた後でなければ提起することができないこととされていますが、行政事件訴訟法第8条第2項各号のいずれかに該当するときは、決定を経ないで、訴えを提起することができます。

税金についてのお問い合わせは

市民税・県民税の課税に関すること	(名称)課	(名称)担当	(電話番号)
納税についての御相談に関すること	(名称)課	(名称)担当	(電話番号)
口座振替に関すること	(名称)課	(名称)担当	(電話番号)

( 6 )

所得控除の内訳

税額控除

各種控除	控除額	各種控除	控除額	

納期限までにこの税金を納付しなかった場合

( 1 ) 延滞金

納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額に年14.6パーセント(納期限の翌日から1箇月を経過する日までの期間については年7.3パーセント(当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントに満たない場合には、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合))の割合を乗じて計算した金額が加算されます。

( 2 ) 督促手数料

納期限までに完納されないと20日以内に督促状を発送しますが、その場合は督促手数料円を加算して納付しなければなりません。

( 3 ) 滞納処分

督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納されないと、財産の差押え等滞納処分を行います。

(7)

年度 全期 市民税・県民税 領収証書 ㊦ 口座番号	
加入者名 津市	
納税義務者氏名	
通知書番号	
全期 納付額	円
納期限	年 月 日
上記のとおり領収しました。	
領収日付印	全 期

納税義務者保管

年度 全期 市民税・県民税 納付書 ㊦ 口座番号	
加入者名 津市	
納税義務者氏名	
通知書番号	
全期 納付額	円
納期限	年 月 日
上記のとおり納付します。	
領収日付印	全 期

金融機関又は郵便局保管

年度 市民税・県民税 納付書兼領収済通知書 ㊦

口座番号	加入者名 津市 (全期)
ID 市町村	督促手数料 延滞金
税目賦課年度会計年度期別	通知書番号 税額 CD

手書き欄に記入する際は、枠の中に入るようにていねいに記入してください。

住所	津市
氏名	様納

下記のとおり領収しましたから通知します。

税目	年度	期別	通知書番号

全期 納付額	円
納期限	年 月 日

領収日付印	この納付書は、左記の納期限の翌日以降、使用できません。
-------	-----------------------------

津市保管  
金融機関 津市

この通知書は、機械処理しますので、汚したり、折り曲げたりしないでください。

(8)

年度 1期 市民税・県民税 領収証書 ㊦ 口座番号	
加入者名 津市	
納税義務者氏名	
通知書番号	
第1期 納付額	円
督促 手数料	円
延滞金	円
合計	円
納期限	年 月 日
上記のとおり領収しました。	
領収日付印	1 期

納税義務者保管

年度 1期 市民税・県民税 領収証書 ㊦ 口座番号	
加入者名 津市	
納税義務者氏名	
通知書番号	
第1期 納付額	円
督促 手数料	円
延滞金	円
合計	円
納期限	年 月 日
上記のとおり納付します。	
領収日付印	1 期

金融機関又は郵便局保管

年度 市民税・県民税 納付書兼領収済通知書 ㊦

口座番号	加入者名 津市 (1期)
ID 市町村	督促手数料 延滞金
税目賦課年度会計年度期別	通知書番号 税額 CD

手書き欄に記入する際は、枠の中に入るようにていねいに記入してください。

住所	津市
氏名	様納

下記のとおり領収しましたから通知します。

税目	年度	期別	通知書番号

第1期 納付額	円
督促手数料	円
延滞金	円
合計納付額	円
納期限	年 月 日

領収日付印	1
-------	---

津市保管  
金融機関 津市

この通知書は、機械処理しますので、汚したり、折り曲げたりしないでください。

(9)

年度 市民税・県民税 納付書兼領収済通知書 ㊦

年度 2期 市民税・県民税 領収証書 ㊦ 口座番号	
加入者名 津市	
納税義務者氏名 様	
通知書番号	
第2期 納付額	円
督促 手数料	円
延滞金	円
合計	円
納期限	年 月 日
上記のとおり領収しました。	
領 収 日 付 印	2 期

納税義務者保管

年度 2期 市民税・県民税 納付書 ㊦ 口座番号	
加入者名 津市	
納税義務者氏名 様	
通知書番号	
第2期 納付額	円
督促 手数料	円
延滞金	円
合計	円
納期限	年 月 日
上記のとおり納付します。	
領 収 日 付 印	2 期 津市

金融機関又は郵便局保管

口座番号 加入者名 津市 (2期)

ID市町村	督促手数料	延滞金
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
税目賦課年度会計年度期別	通知書番号	税額 CD ↑
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

手書き欄に記入する際は、枠の中に入るようにていねいに記入してください。

住所	津市
氏名	様納

下記のとおり領収しましたから通知します。

税目	年度	期別	通知書番号
第2期 納付額			円
督促手数料			円
延滞金			円
合計納付額			円
納期限			年 月 日

領収日付印
2

津市保管

金融機関 津市

この通知書は、機械処理しますので、汚したり、折り曲げたりしないでください。

(10)

年度 市民税・県民税 納付書兼領収済通知書 ㊦

年度 3期 市民税・県民税 領収証書 ㊦ 口座番号	
加入者名 津市	
納税義務者氏名 様	
通知書番号	
第3期 納付額	円
督促 手数料	円
延滞金	円
合計	円
納期限	年 月 日
上記のとおり領収しました。	
領 収 日 付 印	3 期

納税義務者保管

年度 3期 市民税・県民税 納付書 ㊦ 口座番号	
加入者名 津市	
納税義務者氏名 様	
通知書番号	
第3期 納付額	円
督促 手数料	円
延滞金	円
合計	円
納期限	年 月 日
上記のとおり納付します。	
領 収 日 付 印	3 期 津市

金融機関又は郵便局保管

口座番号 加入者名 津市 (3期)

ID市町村	督促手数料	延滞金
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
税目賦課年度会計年度期別	通知書番号	税額 CD ↑
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

手書き欄に記入する際は、枠の中に入るようにていねいに記入してください。

住所	津市
氏名	様納

下記のとおり領収しましたから通知します。

税目	年度	期別	通知書番号
第3期 納付額			円
督促手数料			円
延滞金			円
合計納付額			円
納期限			年 月 日

領収日付印
3

津市保管

金融機関 津市

この通知書は、機械処理しますので、汚したり、折り曲げたりしないでください。

年度 市民税・県民税 納付書兼領収済通知書 ㊦

年度 4期 市民税・県民税 領収証書 ㊦ 口座番号	
加入者名 津市	
納税義務者氏名 様	
通知書番号	
第4期 納付額	円
督促 手数料	円
延滞金	円
合計	円
納期限	年 月 日
上記のとおり領収しました。	
領 収 日 付 印	4 期

納税義務者保管

年度 4期 市民税・県民税 納付書 ㊦ 口座番号	
加入者名 津市	
納税義務者氏名 様	
通知書番号	
第4期 納付額	円
督促 手数料	円
延滞金	円
合計	円
納期限	年 月 日
上記のとおり納付します。	
領 収 日 付 印	4 期 津市

金融機関又は郵便局保管

口座番号 加入者名 津市 (4期)

ID市町村	督促手数料	延滞金
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
税目賦課年度会計年度期別	通知書番号	税額 CD
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

手書き欄に記入する際は、枠の中に入るようにていねいに記入してください。

住所	津市
氏名	様納

下記のとおり領収しましたから通知します。

税目	年度	期別	通知書番号
第4期 納付額			円
督促手数料			円
延滞金			円
合計納付額			円
納期限			年 月 日

領収日付印
4

津市保管

金融機関 津市

この通知書は、機械処理しますので、汚したり、折り曲げたりしないでください。

第43号様式その2（第21条関係）

(1)

(住所)	様方
(氏名)	様

年度	
市民税・県民税	
納税通知書	
年 月 日	
津市長（氏 名） 印	
通知書番号	
お問い合わせ番号	

次のように税額変更（賦課決定）しましたので、この通知書で納期限までに納付してください。

納期限	期 別 納 付 (単位：円)			
	第 2 期 分 年 月 日	第 3 期 分 年 月 日	第 4 期 分 年 月 日	随 時 分 年 月 日
納付額				
充当額				
充当後 納付額				

充当額とは、配当割額・株式譲渡割額控除額が所得割より控除することができなかった場合に、税額に充当される金額です。

(2)

1 この通知書は、新たに市民税・県民税の納税義務が発生した人又は現在課税されている税額及び徴収方法に変更があった人に送られます。

2 賦課の根拠

この税金は、地方税法及び津市市税条例の規定により、  
年1月1日現在、津市内に住所を有する個人又は津市内に事務所、事業所若しくは家屋敷を有する個人に課税するものです。

3 課税と納税のしくみ

4 均等割の税額

市民税	県民税

5 所得割の税率（総合課税分）

課税所得金額	市民税	県民税

6 分離短期譲渡所得分の税率

市民税	県民税	又は	市民税	県民税

年度 市民税・県民税 税額変更(賦課決定)通知書

納税義務者	住所				通知書番号				
	氏名								
あなたの市民税・県民税額を次のように税額変更(賦課決定)しましたので通知します。			変更前(円)	変更後(円)	差引増減額(円)				
	算出税額の合計	市民税							
		県民税							
	調整控除額・税額控除等	市民税							
		県民税							
	住宅借入金等特別税額控除	市民税							
		県民税							
	配当割・株式譲渡割控除	市民税							
		県民税							
	均等割額	市民税							
		県民税							
	年 税 額								
	特別徴収分(給与からの徴収分)								
差引普通徴収税額									
控除することができなかった額(注)									
変更理由			6月		12月				
	期別納付額	第1期分					7月		1月
		第2期分					8月		2月
		第3期分					9月		3月
		第4期分					10月		4月
	随時分					11月		5月	
							特別徴収による徴収税額		

(注) 所得割より控除することができなかった配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額

7 分離長期譲渡所得分の税率

市民税	県民税

8 証券会社を通じた上場株式等の譲渡所得分の税率

市民税	県民税

9 配当所得に対する税額控除

課税所得金額				
種類	市民税	県民税	市民税	県民税
利益の配当等				

10 配当割額控除額又は株式等譲渡所得割額控除額

区 分	市民税	県民税
配当割額又は株式等譲渡所得割額		

11 証明書の請求について

市民税・県民税に関する証明が必要な人は、本人を確認できる資料及び印鑑を持参の上、次の場所へお越しください。なお、本人又は同居の親族以外の人がお越しの場合は、委任状が必要です。

12 退職・休職などをされた人

退職・休職等の理由で市民税・県民税の給与天引きができなくなった人は、未徴収税額をこの納付書により金融機関等で納付してください。

13 口座振替の手続をされている人

口座振替による納付を希望されている人についても随時課税分(「随」と表示)については口座振替できませんので、この納付書により納付してください。

14 津市から転出された人へ

あなたの 年度分の市民税・県民税は、地方税法の規定により、 年1月1日現在の住所地(津市)で賦課・徴収されますので、この納付書で納付してください。

年度分の所得証明書、 年度の課税証明書等は津市で発行します。



( 7 )

不服がある場合

この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、津市長に対して異議申立てをすることができます。

また、この異議申立てに対する決定書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この訴えは、前記の異議申立てに対する決定を受けた後でなければ提起することができないこととされていますが、行政事件訴訟法第8条第2項各号のいずれかに該当するときは、決定を経ないで、訴えを提起することができます。

税金についてのお問い合わせは

市民税・県民税の課税に関する事	(名称)課	(名称)担当	(電話番号)
納税についてのご相談に関する事	(名称)課	(名称)担当	(電話番号)
口座振替に関する事	(名称)課	(名称)担当	(電話番号)

( 8 )

納期限までにこの税金を納付しなかった場合

(1) 延滞金

納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額に年14.6パーセント(納期限の翌日から1箇月を経過する日までの期間については年7.3パーセント(当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントに満たない場合には、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合))の割合を乗じて計算した金額が加算されます。

(2) 督促手数料

納期限までに完納されないと20日以内に督促状を発送しますが、その場合は督促手数料 円を加算して納付しなければなりません。

(3) 滞納処分

督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納されないと、財産の差押え等滞納処分を行います。

納付場所



(9)

年度 市民税・県民税 納付書兼領収済通知書 ㊦

年度 2期  
市民税・県民税  
領収証書 ㊦  
口座番号

加入者名 津市

納税義務者氏名 様

通知書番号

第2期納付額	円
督促手数料	円
延滞金	円
合計	円
納期限	年 月 日

上記のとおり領収しました。

領収日付印 2 期

納税義務者保管

年度 2期  
市民税・県民税  
納付書 ㊦  
口座番号

加入者名 津市

納税義務者氏名 様

通知書番号

第2期納付額	円
督促手数料	円
延滞金	円
合計	円
納期限	年 月 日

上記のとおり納付します。

領収日付印 2 期 津市

金融機関又は郵便局保管

口座番号 加入者名 津市 (2期)

ID市町村 督促手数料 延滞金

税目賦課年度会計年度期別 通知書番号 税額 CD ↑

手書き欄に記入する際は、枠の中に入るようにていねいに記入してください。

住所

氏名 津市 様納

下記のとおり領収しましたから通知します。

税目	年度	期別	通知書番号
第2期納付額			円
督促手数料			円
延滞金			円
合計納付額			円
納期限			年 月 日

領収日付印

2

津市保管

金融機関 津市

この通知書は、機械処理しますので、汚したり、折り曲げたりしないでください。

(10)

年度 市民税・県民税 納付書兼領収済通知書 ㊦

年度 3期  
市民税・県民税  
領収証書 ㊦  
口座番号

加入者名 津市

納税義務者氏名 様

通知書番号

第3期納付額	円
督促手数料	円
延滞金	円
合計	円
納期限	年 月 日

上記のとおり領収しました。

領収日付印 3 期

納税義務者保管

年度 3期  
市民税・県民税  
納付書 ㊦  
口座番号

加入者名 津市

納税義務者氏名 様

通知書番号

第3期納付額	円
督促手数料	円
延滞金	円
合計	円
納期限	年 月 日

上記のとおり納付します。

領収日付印 3 期 津市

金融機関又は郵便局保管

口座番号 加入者名 津市 (3期)

ID市町村 督促手数料 延滞金

税目賦課年度会計年度期別 通知書番号 税額 CD ↑

手書き欄に記入する際は、枠の中に入るようにていねいに記入してください。

住所

氏名 津市 様納

下記のとおり領収しましたから通知します。

税目	年度	期別	通知書番号
第3期納付額			円
督促手数料			円
延滞金			円
合計納付額			円
納期限			年 月 日

領収日付印

3

津市保管

金融機関 津市

この通知書は、機械処理しますので、汚したり、折り曲げたりしないでください。

(11)

年度 市民税・県民税 納付書兼領収済通知書 ㊦

年度 4期	
市民税・県民税	
領収証書 ㊦	
口座番号	
加入者名 津市	
納税義務者氏名	
様	
通知書番号	
第4期	円
納付額	
督促	円
手数料	
延滞金	円
合計	円
納期限	年月日
上記のとおり領収しました。	
領収日付印	4 期

納税義務者保管

年度 4期	
市民税・県民税	
納付書 ㊦	
口座番号	
加入者名 津市	
納税義務者氏名	
様	
通知書番号	
第4期	円
納付額	
督促	円
手数料	
延滞金	円
合計	円
納期限	年月日
上記のとおり納付します。	
領収日付印	4 期

津市  
金融機関又は郵便局保管

口座番号 加入者名 津市 (4期)

ID 市町村 督促手数料 延滞金

税目賦課年度会計年度期別 通知書番号 税額 CD ↑

手書き欄に記入する際は、枠の中に入るようにていねいに記入してください。

住所

氏名 津市 様納

下記のとおり領収しましたから通知します。

税目	年度	期別	通知書番号
第4期			円
納付額			
督促手数料			円
延滞金			円
合計納付額			円
納期限			年月日

領収日付印

4

津市保管  
金融機関 津市

この通知書は、機械処理しますので、汚したり、折り曲げたりしないでください。

(12)

年度 市民税・県民税 納付書兼領収済通知書 ㊦

年度 随期	
市民税・県民税	
領収証書 ㊦	
口座番号	
加入者名 津市	
納税義務者氏名	
様	
通知書番号	
随期	円
納付額	
督促	円
手数料	
延滞金	円
合計	円
納期限	年月日
上記のとおり領収しました。	
領収日付印	随 期

納税義務者保管

年度 随期	
市民税・県民税	
納付書 ㊦	
口座番号	
加入者名 津市	
納税義務者氏名	
様	
通知書番号	
随期	円
納付額	
督促	円
手数料	
延滞金	円
合計	円
納期限	年月日
上記のとおり納付します。	
領収日付印	随 期

津市  
金融機関又は郵便局保管

口座番号 加入者名 津市 (随期)

ID 市町村 督促手数料 延滞金

税目賦課年度会計年度期別 通知書番号 税額 CD ↑

手書き欄に記入する際は、枠の中に入るようにていねいに記入してください。

住所

氏名 津市 様納

下記のとおり領収しましたから通知します。

税目	年度	期別	通知書番号
随期			円
納付額			
督促手数料			円
延滞金			円
合計納付額			円
納期限			年月日

領収日付印

随

津市保管  
金融機関 津市

この通知書は、機械処理しますので、汚したり、折り曲げたりしないでください。

( 1 )

(住所)	様方
(氏名)	様

年度(          年度分) 市 民 税 ・ 県 民 税 納 税 通 知 書	
年    月    日	
津市長 (氏      名) 印	
通 知 書 番 号	
お 問 い 合 わ せ 番 号	

この税金は、          年分の所得に基づく分です。

次の税額を納期限までに納付してください。

納	期	限
納 期 限	年	月 日
納 付 税 額		円
充 当 額		円
充当後納付額		円
督促手数料		円
延 滞 金		円
合計納付額		円

納 期 限	過 年 度 分
	年 月 日
税 額	円

( 2 )

- 1 この通知書は、          年度分以前の市民税・県民税に納税義務が発生した人又は課税されている税額及び徴収方法に変更があった人に送られます。
- 2 賦課の根拠  
この税金は、地方税法及び条例の規定により、その年度の1月1日現在、津市内に住所を有する個人又は津市内に事務所、事業所若しくは家屋敷を有する個人に課税されます。
- 3 口座振替で納付している人へ  
口座振替で納付されている人についても、本書については口座振替できません。この納付書により納付してください。
- 4 均等割の税額
- 5 総合課税分の税率
- 6 分離課税分の税率
- 7 証券会社を通じた上場株式等の譲渡所得分の税率

( 3 )

市民税・県民税 税額変更(賦課決定)通知書

年度( 年度分)

納税義務者	住所					通知書番号				
	氏名									
あなたの 年度( 年度分)市民税・県民税を次のように税額変更(賦課決定)しましたので通知します。  変更理由	算出税額の合計	市民税	変更前(円)		変更後(円)		差引増減額(円)			
		県民税								
	税額控除等・定率控除額	市民税								
		県民税								
	非課税措置特例(注1)	市民税								
		県民税								
	配当割・株式譲渡割除	市民税								
		県民税								
	均等割額	市民税								
		県民税								
	年 税 額									
	特別徴収分(給与からの徴収分)									
	差引普通徴収税額									
控除することができなかった額(注2)										
(単位:円)										
期別納付額	変更前	変更後	納付済額	差引納付額	6月	12月				
	第1期分				7月	1月				
	第2期分				8月	2月				
	第3期分				9月	3月				
	第4期分				10月	4月				
	随時分				11月	5月				
	過年度分				特別徴収による徴収税額					

(注1) 65歳以上の人に係る非課税措置廃止に伴う特例

(注2) 所得割より控除することができなかった配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額

( 4 )

8 配当所得に対する税額控除

11 税額控除

9 配当割額控除額又は株式等譲渡所得割額控除額

10 定率控除額



年度( )年度分) 市民税・県民税 領収証書 ㊦ 口座番号	
加入者名 津市	
納税義務者氏名 様	
通知書番号	
納付 税額	円
督促 手数料	円
延滞金	円
合計	円
納期限	年 月 日
上記のとおり領収しました。	
領 収 日 付 印	過 期

納税義務者保管

年度( )年度分) 市民税・県民税 納付書 ㊦ 口座番号	
加入者名 津市	
納税義務者氏名 様	
通知書番号	
納付 税額	円
督促 手数料	円
延滞金	円
合計	円
納期限	年 月 日
上記のとおり納付します。	
領 収 日 付 印	過 期 津市

金融機関又は郵便局保管

(7)

年度( )年度分)市民税・県民税 納付書兼領収済通知書 ㊦

口座番号	加入者名 津市 (過年度)
ID 市町村	督促手数料 延滞金
税目 賦課年度会計年度期別	通知書番号 税額 C D ↑
手書き欄に記入する際は、枠の中に入るように入力してください。	

住所	津市		
氏名	様納		
下記のとおり領収しましたから通知します。			
税目	年度	期別	通知書番号
納付 税額	円		
督促手数料	円		
延滞金	円		
合計納付額	円		
納期限	年 月 日		

領収日付印
過

津市保管  
金融機関 津市

この通知書は、機械処理しますので、汚したり、折り曲げたりしないでください。

(8)

( 9 )

### 不服がある場合

この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、津市長に対して異議申立てをすることができます。

また、この異議申立てに対する決定書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この訴えは、前記の異議申立てに対する決定を受けた後でなければ提起することができないこととされていますが、行政事件訴訟法第8条第2項各号のいずれかに該当するときは、決定を経ないで、訴えを提起することができます。

### 税金についてのお問い合わせは

市民税・県民税の課税に関すること	(名称)課	(名称)担当	(電話番号)
納税についての御相談に関すること	(名称)課	(名称)担当	(電話番号)
口座振替に関すること	(名称)課	(名称)担当	(電話番号)

( 10 )

#### 12 証明書の請求について

市民税・県民税に関する証明が必要な人は、本人を確認できる資料及び印鑑を持参の上、次の場所へお越しください。なお、本人又は同居の親族以外の人がお越しの場合は、委任状が必要です。

#### 13 納付場所

納期限までにこの税金を納付しなかった場合

##### (1) 延滞金

納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額に年14.6パーセント(納期限の翌日から1箇月を経過する日までの期間については年7.3パーセント(当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が、年7.3パーセントに満たない場合には、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合))の割合を乗じて計算した金額が加算されます。

##### (2) 督促手数料

納期限までに完納されないと20日以内に督促状を発送しますが、その場合は督促手数料 円を加算して納付しなければなりません。

##### (3) 滞納処分

督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納されないと、財産の差押え等滞納処分を行います。

第43号様式その4(第21条関係)

(1)

(住所)	_____	様方
(氏名)	_____	様

年度 市民税・県民税 納税通知書	
口座振替用	
_____年 月 日	
津市長(氏名) <input type="checkbox"/>	
通知書番号	_____
お問い合わせ番号	_____
金融機関コード	_____
年 税 額	_____円

次の税額を納期限までに納付してください。

全期分納付		期 別 納 付 (単位:円)				
納期限	年 月 日	納期限	第1期分 年 月 日	第2期分 年 月 日	第3期分 年 月 日	第4期分 年 月 日
納付額	_____	納付額	_____	_____	_____	_____
充当額	_____	充当額	_____	_____	_____	_____
充当後 納付額	_____	充当後 納付額	_____	_____	_____	_____

充当額とは、配当割額・株式譲渡割額控除額が所得割より控除することができなかった場合に、税額に充当される金額です。

(2)

1 賦課の根拠

この税金は、地方税法及び津市市税条例の規定により、  
\_\_\_\_\_年1月1日現在、津市内に住所を有する個人又は津市内に事務所、事業所若しくは家屋敷を有する個人に課税するものです。

2 課税と納税のしくみ

3 均等割の税額

市民税	県民税
_____	_____

4 所得割の税率(総合課税分)

課税所得金額	市民税	県民税
_____	_____	_____



( 3 )

年度 市民税・県民税 課税の明細

納税義務者	住所		
	氏名	様	
総所得金額の内訳 (円)		所得控除金額の内訳 (円)	
事業	営業等	給与(支払額)	雑損
	農業	所得	障・寡・勤
	不動産	(公的年金等支払額)	医療費
	利子	所得	社会保険料
	配当	譲渡・一時	配偶者特別
		繰越損失	小規模企業共済等
			扶養
			生命保険料
			基礎
			地震保険料
			所得控除の合計額
			寄附金

所得区分	所得金額(円)	課税所得金額(千円)	市民税算出税額(円)	県民税算出税額(円)	人的控除の内訳	控除	老	特	内	老	そ	扶	本	障	障	寡	寡	勤	家	調	
総所得					人	控	老	特	内	老	そ	扶	本	障	障	寡	寡	勤	家	調	
分離短期譲渡					的	除	配	定	人	扶	同	特	他	特	他	一	特	夫	学	敷	
分離長期譲渡					内	訳	配	定	人	扶	同	特	他	特	他	一	特	夫	学	敷	整
山林																					
株式等の譲渡																					
先物取引																					
合計所得金額																					

(単位：円)

区分	算出税額の合計	調整控除	税額控除等	住宅借入金等特別税額控除	配当割・株式譲渡割控除	所得割額	均等割額	年税額
市民税								
県民税								
特別徴収税額 (給与から徴収される分)		差引普通徴収税額		所得割より控除することができなかった配当割・株式等譲渡所得割額控除額		左記の額に係る充当額		

( 4 )

5 分離短期譲渡所得分の税率

市民税	県民税

又は

市民税	県民税

6 分離長期譲渡所得分の税率

市民税	県民税

7 証券会社を通じた上場株式等の譲渡所得分の税率

市民税	県民税

8 配当所得に対する税額控除

種類	課税所得金額			
利益の配当等	市民税	県民税	市民税	県民税

9 配当割額控除額又は株式等譲渡所得割額控除額

区分	市民税	県民税
配当割額又は株式等譲渡所得割額		

10 証明書の請求について

市民税・県民税に関する証明が必要な人は、本人を確認できる資料及び印鑑を持参の上、次の場所へお越しください。なお、本人又は同居の親族以外の人がお越しの場合は、委任状が必要です。

11 津市から転出された人へ

あなたの 年度分の市民税・県民税は、地方税法の規定により、 年1月1日現在の住所地(津市)で賦課・徴収されますので、あなたが申し込まれた口座から振り替えさせていただきます。

また、 年分の所得証明書、 年度の課税証明書等は津市で発行します。

( 5 )

口座振替制度を御利用の皆様へ

あなたのこの税金は、次のとおり口座振替の取扱いをしています。

金融機関名		
口座名義人		
口座の種類	口座番号	納付の区分

○ あなたが金融機関で申込みされた口座振替納付については、左のとおりですので御確認ください。

年度の振替日は、下記のとおりです。

期別	振替日
全期分前納・第1期分	年 月 日
第 2 期 分	年 月 日
第 3 期 分	年 月 日
第 4 期 分	年 月 日

- 振替日（納期限の日）に振替不能とならないように預金残高をお確かめください。
- 平成18年度から、口座振替を利用して市税を納付されている人に送付していました「津市市税口座振替済通知書」を廃止させていただきました。振替結果については、預貯金通帳の記帳により確認をしてください。
- 口座振替されている金融機関を変更されるときは、新たに契約される金融機関で、お早めに手続きをしてください。

( 6 )

所得控除の内訳

各種控除	控 除 額	各 種 控 除	控除額

( 7 )

不服がある場合

この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、津市長に対して異議申立てをすることができます。

また、この異議申立てに対する決定書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この訴えは、前記の異議申立てに対する決定を受けた後でなければ提起することができないこととされていますが、行政事件訴訟法第8条第2項各号のいずれかに該当するときは、決定を経ないで、訴えを提起することができます。

税金についてのお問い合わせは

市民税・県民税の課税に関する事	(名称)課	(名称)担当	(電話番号)
納税についての御相談に関する事	(名称)課	(名称)担当	(電話番号)
口座振替に関する事	(名称)課	(名称)担当	(電話番号)

( 8 )

税額控除

納期限までにこの税金を納付しなかった場合

(1) 延滞金

納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額に年14.6パーセント(納期限の翌日から1箇月を経過する日までの期間については年7.3パーセント(当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が、年7.3パーセントに満たない場合には、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合))の割合を乗じて計算した金額が加算されます。

(2) 督促手数料

納期限までに完納されないと20日以内に督促状を発送しますが、その場合は督促手数料 円を加算して納付しなければなりません。

(3) 滞納処分

督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納されないと、財産の差押え等滞納処分を行います。

第43号様式その5（第21条関係）

(1)

(住所)	様方
(氏名)	様

年度 市民税・県民税 納税通知書	
口座振替用	
年月日	
津市長（氏名）印	
通知書番号	
お問い合わせ番号	
金融機関コード	

次のように税額変更（賦課決定）しましたので、納期限までに納付してください。

納期限	期 別 納 付 (単位：円)		
	第 2 期 分 年月日	第 3 期 分 年月日	第 4 期 分 年月日
納付額			
充当額			
充当後 納付額			

充当額とは、配当割額・株式譲渡割額控除額が所得割より控除することができなかった場合に、税額に充当される金額です。

(2)

1 この通知書は、新たに市民税・県民税の納税義務が発生した人又は現在課税されている税額及び徴収方法に変更があった人に送られます。

2 賦課の根拠

この税金は、地方税法及び津市市税条例の規定により、  
年1月1日現在、津市内に住所を有する個人又は津市内に事務所、事業所若しくは家屋敷を有する個人に課税するものです。

3 課税と納税のしくみ

4 均等割の税額

市民税	県民税

5 所得割の税率（総合課税分）

課税所得金額	市民税	県民税

6 分離短期譲渡所得分の税率

市民税	県民税	又は	市民税	県民税

( 3 )

年度 市民税・県民税 税額変更(賦課決定)通知書

納税義務者	住所 氏名			通知書番号	
あなたの市民税・県民税額を次のように税額変更(賦課決定)しましたので通知します。			変更前(円)	変更後(円)	差引増減額(円)
	算出税額の合計	市民税			
		県民税			
	調整控除額・税額控除等	市民税			
		県民税			
	住宅借入金等特別税額控除	市民税			
		県民税			
	配当割・株式譲渡割控除	市民税			
		県民税			
	変更理由 均等割額	市民税			
		県民税			
	年 税 額				
	特別徴収分(給与からの徴収分)				
差引普通徴収税額					
控除することができなかった額(注)					
(単位:円)					
期別	変更前	変更後	納付済額	差引納付額	6月
納付額	第1期分				7月
	第2期分				8月
	第3期分				9月
	第4期分				10月
					11月
					12月
					1月
					2月
					3月
					4月
					5月
					特別徴収による徴収税額

(注) 所得割より控除することができなかった配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額

( 4 )

7 分離長期譲渡所得分の税率

市民税	県民税

8 証券会社を通じた上場株式等の譲渡所得分の税率

市民税	県民税

9 配当所得に対する税額控除

課税所得金額				
種類	市民税	県民税	市民税	県民税
利益の配当等				

10 配当割額控除額又は株式等譲渡所得割額控除額

区 分	市民税	県民税
配当割額又は株式等譲渡所得割額		

11 証明書の請求について

市民税・県民税に関する証明が必要な人は、本人を確認できる資料及び印鑑を持参の上、次の場所へお越しください。なお、本人又は同居の親族以外の人がお越しの場合は、委任状が必要です。

12 退職・休職などをされた人

退職・休職等の理由で市民税・県民税の給与天引きができなくなった人は、未徴収税額をこの納付書により金融機関等で納付してください。

13 津市から転出された人へ

あなたの 年度分の市民税・県民税は、地方税法の規定により、 年1月1日現在の住所地(津市)で賦課・徴収されますので、あなたが申し込まれた口座から振り替えさせていただきます。

また、 年分の所得証明書、 年度の課税証明書等は津市で発行します。

( 5 )

年度 市民税・県民税 課税の明細

所得区分		変更前(円)	変更後(円)	所得控除区分		変更前(円)	変更後(円)
総所得金額の内訳	事業等			雑損・医療費			
	農業			社会保険料・小規模企業共済等			
	不動産			生命保険料			
	配当			地震保険料			
	給与			寄附金			
	(支払額)所得			障・寡・勤			
	雑所得			配偶者			
	(公的年金等支払額)所得			配偶者特別			
	譲渡・一時			扶養			
	繰越損失			基礎			
				所得控除合計額			

所得区分	所得金額		課税所得金額	
	変更前(円)	変更後(円)	変更前(千円)	変更後(千円)
総所得				
分離短期譲渡				
分離長期譲渡				
山林				
株式等の譲渡				
先物取引				
合計所得金額				

区分	控配	老配	特配	内老	老同	内老	その	扶内	障特	本特	障他	寡一	寡特	寡夫	勤学	家整	調敷
変更前																	
変更後																	

		算出税額	
		変更前(円)	変更後(円)
市民税 県民税	総所得分		
	分離分		
	総所得分		
	分離分		

( 6 )

所得控除の内訳

各種控除	控除額	各種控除	控除額

(7)

口座振替制度を御利用の皆様へ

あなたのこの税金は、次のとおり口座振替の取扱いをしています。

金融機関名		
口座名義人		
口座の種類	口座番号	納付の区分

○ あなたが金融機関で申込みされました口座振替納付については、左のとおりですので御確認ください。

年度の振替日は、下記のとおりです。

期別	振替日
全期分前納・第1期分	年月日
第2期分	年月日
第3期分	年月日
第4期分	年月日

- 振替日(納期限の日)に振替不能とならないように預金残高をお確かめください。
- 平成18年度から、口座振替を利用して市税を納付されている人に送付していました「津市市税口座振替済通知書」を廃止させていただきました。振替結果については、預貯金通帳の記帳により確認をしてください。
- 口座振替されている金融機関を変更される場合は、新たに契約される金融機関で、お早めに手続きをしてください。

不服がある場合

この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、津市長に対して異議申立てをすることができます。

また、この異議申立てに対する決定書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この訴えは、前記の異議申立てに対する決定を受けた後でなければ提起することができないこととされていますが、行政事件訴訟法第8条第2項各号のいずれかに該当するときは、決定を経ないで、訴えを提起することができます。

税金についてのお問い合わせは

市民税・県民税の課税に関すること	(名称)課	(名称)担当	(電話番号)
納税についての御相談に関すること	(名称)課	(名称)担当	(電話番号)
口座振替に関すること	(名称)課	(名称)担当	(電話番号)

(8)

納期限までにこの税金を納付しなかった場合

(1) 延滞金

納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額に年14.6パーセント(納期限の翌日から1箇月を経過する日までの期間については年7.3パーセント(当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が、年7.3パーセントに満たない場合には、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合))の割合を乗じて計算した金額が加算されます。

(2) 督促手数料

納期限までに完納されないと20日以内に督促状を発送しますが、その場合は督促手数料 円を加算して納付しなければなりません。

(3) 滞納処分

督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納されないと、財産の差押え等滞納処分を行います。

税額控除

第 4 4 号様式及び第 4 5 号様式 削除



第46号様式その1(第21条関係)

(住所)

様方

(氏名)

年度  
市民税・県民税 税額変更(賦課決定)通知書

地方税法及び津市市税条例の規定に基づいて市民税・県民税の税額を変更しましたから通知します。

決定又は変更理由

年 月 日

津市長 (氏名) 印

この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、津市長に対して異議申立てをすることができます。

また、この異議申立てに対する決定書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この訴えは、前記の異議申立てに対する決定を受けた後でなければ提起することができないこととされていますが、行政事件訴訟法第8条第2項各号のいずれかに該当するときは、決定を経ないで、訴えを提起することができます。

整理番号	町コード	金融コード
------	------	-------

普通徴収通知書番号	変更前	変更後
-----------	-----	-----

区分	変更前(円)	変更後(円)	差引増減(円)
普徴税額			
第1期			
第2期			
第3期			
第4期			
随時			
過1			
過2			

特別徴収番号	変更前	変更後
--------	-----	-----

区分	変更前(円)	変更後(円)	差引増減(円)
特徴税額			
6月			
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
1月			
2月			
3月			
4月			
5月			

区分	変更前(円)	変更後(円)	差引増減(円)
一部市民税			
特徴県民税			

区分	控配	老配	特配	内老	老扶	その他	障内	障特	障他	本特	障他	寡婦	寡特	寡夫	勤学	家屋	調敷	調整
変更前																		
変更後																		

区分		変更前(円)	変更後(円)	差引増減(円)
所得控除額	営業等			
	農業			
	不動産			
	利子			
	配当			
	給与(支払)			
	給与(控除後)			
	雑			
	譲渡・一時			
	繰越損失			
課税標準額	総所得			
	短期譲渡			
	長期譲渡			
	株式等の譲渡			
	先物取引			
	山林			
	合計所得金額			
	雑損・医療費			
	社保・小規模			
	生命保険			
所得割額	地保・寄附金			
	障・寡・勤			
	配特			
	配偶・扶養			
	基礎			
	計			
	総所得			
	分離			
	分離			
	分離			
調整控除額・税額控除額等	市民税			
	県民税			
住宅借入金等特別税額控除	市民税			
	県民税			
配当割額	市民税			
	県民税			
株式譲渡割額	市民税			
	県民税			
差引所得割額	市民税			
	県民税			
均等割額	市民税			
	県民税			
年税額				
控除することができなかった額				
充当額				
充当することができなかった額				

第46号様式その2(第21条関係)

(住所)

(氏名) 様方様

年度( )年度分)  
 市民税・県民税 税額変更(賦課決定)通知書

地方税法及び津州市税条例の規定に基づいて 年度( )  
 年度分)市民税・県民税を課税(変更)しましたから通知しま  
 す。

決定又は変更理由

年 月 日

津市長 (氏名) 印

この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の  
 翌日から起算して60日以内に、津市長に対して異議申立てをす  
 ることができます。

また、この異議申立てに対する決定書を受け取った日の翌日か  
 ら起算して6箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴え  
 を提起することができます。

なお、この訴えは、前記の異議申立てに対する決定を受けた後  
 でなければ提起することができないこととされていますが、行政  
 事件訴訟法第8条第2項各号のいずれかに該当するときは、決定  
 を経ないで、訴えを提起することができます。

整理番号	町コード	金融コード	
普通徴収 通知書番号	変更前	変更後	
区分	変更前(円)	変更後(円)	差引増減(円)
普徴税額			
第1期			
第2期			
第3期			
第4期			
随時			
過1			
過2			
過3			
過4			

特別徴収 指定番号	変更前	変更後	
区分	変更前(円)	変更後(円)	差引増減(円)
特徴税額			
6月			
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
1月			
2月			
3月			
4月			
5月			

区分	変更前(円)	変更後(円)	差引増減(円)
一部 特徴	市民税		
	県民税		

区分	控配	老あり	夫あり	特配	内老	老	その他	扶内	障特	本特	障他	老	寡一	寡特	寡夫	勤学	家	調	
変更前																			
変更後																			

区分	変更前(円)	変更後(円)	差引増減(円)
所得 控除 額	営業等・その他の事業		
	農 業		
	不 動 産		
	利 子		
	配 当		
	給与(支払)		
	給与(控除後)		
	雑		
	譲渡・一時		
	繰越損失		
	総所得		
	短期譲渡		
	長期譲渡		
	株式等の譲渡		
先物取引			
山林			
合計所得金額			
課 標準 税額	合計所得金額		
	雑損・医療費		
	社保・小規模		
	生命保険		
	損保・寄附金		
	障・老・寡・勤		
	配特		
	配偶・扶養		
	基礎		
	計		
所得 割額	総所得分		
	分離分		
税額 控除額 等 定率 控除額	市民税		
	県民税		
配当 割額 株式 譲渡 割額	市民税		
	県民税		
差 所得 割額	市民税		
	県民税		
均 等 割額	市民税		
	県民税		
年 税 額			
控除することができなかった額			
充 当 額			
充当することができなかった額			

第52号様式中「年14.6%〔」を「年14.6パーセント(」に、「年7.3%(」を「、年7.3パーセント(」に改め、「当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、」を削り、「における公定歩合に年4%」を「における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合」に、「年7.3%に」を「年7.3パーセントに」に、「当該公定歩合に年4%」を「当該商業手形の基準割引率の年4パーセントの割合」に、「〕を」を「)の割合を」に改める。

第55号様式その1から第56号様式までを次のように改める。

第55号様式その1(第21条関係)

(1)

(住所)  (氏名) 様
--------------------

次の税額を納期限までに納付してください。

年度 固定資産税・都市計画税 (土地・家屋・償却資産) 納税通知書
--

年 月 日

津市長 (氏名) 印

通知書番号	
お問い合わせ番号	

年 税 額					円
-------	--	--	--	--	---

納期限	第1期分 年 月 日	第2期分 年 月 日	第3期分 年 月 日	第4期分 年 月 日
期別税額	円	円	円	円

(2)

課税の根拠等について

課税の根拠

固定資産税・都市計画税は、地方税法並びに津市市税条例及び津市市税条例施行規則の規定により、毎年1月1日現在、津市内に固定資産を所有している人に課税するものです。

課税の期日(賦課期日)

固定資産税・都市計画税の課税の期日(賦課期日)は、毎年1月1日です。

1月2日以降に土地、家屋を売買や相続等されても本年度の納税義務者は変わりません。

税率

固定資産税は     パーセント、都市計画税は     パーセントになります。

納税義務者が亡くなられた場合について

地方税法の規定により、相続人が納税義務を引き継ぐこととなりますので、相続人から代表人を定めて届け出てください。

納税管理人の申告について

津市内に住所、事務所等がない場合は、津市内居住者の内から納税管理人を定めて申告してください。

共有資産をお持ちの人について

共有で資産をお持ちの場合、納税通知書等は代表の人へ送付しています。

家屋を取り壊した場合について

家屋を取り壊した場合は、速やかに届け出てください。

(3)

固定資産税・都市計画税の算出について

	土 地	家 屋	償 却 資 産	合 計
固定資産税 課税標準額	円	円	円	( + + ) 円
都市計画税 課税標準額	円	円		( + ) 円

	算 出 税 額	減 額 税 額	新築軽減税額等	減 免 税 額
固定資産税	円	円	円	円
都市計画税	円	円		円

	( + ) - ( + ) + + + )
年 税 額	円

税額の算出(端数処理あり)

固定資産税 = × / 100

都市計画税 = × / 100

年度課税分から新築住宅に対する軽減措置(欄)  
の適用がなくなるもの

- ・ 年中に新築された一般住宅
- ・ 年中に新築された3階建以上の中高層耐火住宅

(4)

納付場所

( 5 )

この税金についてのお問い合わせは

固定資産税・都市計画税の課税に関すること	土地については	(電話番号)	(名称)課 (名称)担当
	家屋・償却資産 については	(電話番号)	(名称)課 (名称)担当
納税についての御相談に関すること		(電話番号)	(名称)課 (名称)担当
口座振替に関すること		(電話番号)	(名称)課 (名称)担当

この通知書に記載された事項について不服がある場合

この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、津市長に対して異議申立てをすることができます。ただし、固定資産評価審査委員会に審査の申出をすることができる事項については除かれます。

また、この異議申立てに対する決定書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この訴えは、前記の異議申立てに対する決定を受けた後でなければ提起することができないこととされていますが、行政事件訴訟法第8条第2項各号のいずれかに該当するときは、決定を経ないで、訴えを提起することができます。

( 6 )

納期限までにこの税金を納付しなかった場合

延滞金

納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じて、税額に年14.6パーセント(納期限の翌日から1箇月を経過する日までの期間については年7.3パーセント(当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントに満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合))の割合を乗じて計算した金額が加算されます。

督促手数料

納期限までに完納されないと20日以内に督促状を発送しますが、その場合は督促手数料 円を加算して納付しなければなりません。

滞納処分

督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納されないと、財産の差押え等滞納処分を行います。

(7)(9)

年度 固定資産税 ・ 都市計画税課税明細書 (土地 ・ 家屋)

資産物 件の所 在 地 軽減税額 円			評 価 額 円		物件税相当額 円	
登記地目 種 類	現 況 地 目 構 造	課 税 地 積 m <sup>2</sup> 課税床面積 m <sup>2</sup>	住 宅 用 地 区 分 新築軽減等/建築年/登記の有無	所有	固定課税標準額 円	固定資産税相当額 円
前年度固定課税標準額 円		前年度都計課税標準額 円	家 屋 番 号		都計課税標準額 円	都市計画税相当額 円

課税対象外の資産(物件)は除いてあります。課税明細の見方は、ページの裏面を御覧ください。





(10)

課 税 明 細 書 の 見 方

(家屋)

資産	物	件	の	所	在	地	軽 減 税 額	円	評 価 額	円	物 件 税 相 当 額	円
登記地目	現 況	地 目	課 税 地 積	m <sup>2</sup>	住 宅 用 地 区 分	所 有	固定課税標準額	円	固定資産税相当額	円		
種 類	構	造	課 税 床 面 積	m <sup>2</sup>	新 築 軽 減 等 / 建 築 年 / 登 記 の 有 無							
前年度固定課税標準額		円	前年度都計課税標準額		円	家 屋 番 号	都計課税標準額	円	都市計画税相当額	円		

家屋とは、住家、店舗、工場（発電所及び変電所を含む。）倉庫その他の建物をいいます。

(11)

年度 1期 固定資産税・都市計画税 領収証書 ㊦ 口座番号	
加入者名 津市	
納税義務者氏名 様	
通知書番号	
第1期 納付額	円
督促 手数料	円
延滞金	円
合計	円
納期限	年 月 日
上記のとおり領収しました。	
領 収 日 付 印	全 期

納税義務者保管

年度 1期 固定資産税・都市計画税 納付書 ㊦ 口座番号	
加入者名 津市	
納税義務者氏名 様	
通知書番号	
第1期 納付額	円
督促 手数料	円
延滞金	円
合計	円
納期限	年 月 日
上記のとおり納付します。	
領 収 日 付 印	全 期 津市

金融機関又は郵便局保管

年度 固定資産税・都市計画税 納付書兼領収済通知書 ㊦

口座番号		加入者名 津市 (1期)				
ID	市町村	督促手数料	延滞金			
税目	賦課年度	会計年度	期別	通知書番号	税額	CD

手書き欄に記入する際は、枠の中に入るように入力してください。

住 所 地	
氏 名 称	様納

下記のとおり領収しましたから通知します。

税目	年度	期別	通知書番号
第1期 納付額			円
督促手数料			円
延滞金			円
合計納付額			円
納期限		年 月 日	

領収日付印
全

津市保管  
金融機関 津市

この通知書は、機械処理しますので、汚したり、折れ曲げたりしないでください。

(12)

年度 1期 固定資産税・都市計画税 領収証書 ㊦ 口座番号	
加入者名 津市	
納税義務者氏名 様	
通知書番号	
第1期 納付額	円
督促 手数料	円
延滞金	円
合計	円
納期限	年 月 日
上記のとおり領収しました。	
領 収 日 付 印	1 期

納税義務者保管

年度 1期 固定資産税・都市計画税 納付書 ㊦ 口座番号	
加入者名 津市	
納税義務者氏名 様	
通知書番号	
第1期 納付額	円
督促 手数料	円
延滞金	円
合計	円
納期限	年 月 日
上記のとおり納付します。	
領 収 日 付 印	1 期 津市

金融機関又は郵便局保管

年度 固定資産税・都市計画税 納付書兼領収済通知書 ㊦

口座番号		加入者名 津市 (1期)				
ID	市町村	督促手数料	延滞金			
税目	賦課年度	会計年度	期別	通知書番号	税額	CD

手書き欄に記入する際は、枠の中に入るように入力してください。

住 所 地	
氏 名 称	様納

下記のとおり領収しましたから通知します。

税目	年度	期別	通知書番号
第1期 納付額			円
督促手数料			円
延滞金			円
合計納付額			円
納期限		年 月 日	

領収日付印
1

津市保管  
金融機関 津市

この通知書は、機械処理しますので、汚したり、折れ曲げたりしないでください。

(13)

年度 2期 固定資産税・都市計画税 領収証書 ㊦ 口座番号	
加入者名 津市	
納税義務者氏名 様	
通知書番号	
第2期 納付額	円
督促 手数料	円
延滞金	円
合計	円
納期限	年 月 日
上記のとおり領収しました。	
領 収 日 付 印	2 期

納税義務者保管

年度 2期 固定資産税・都市計画税 納付書 ㊦ 口座番号	
加入者名 津市	
納税義務者氏名 様	
通知書番号	
第2期 納付額	円
督促 手数料	円
延滞金	円
合計	円
納期限	年 月 日
上記のとおり納付します。	
領 収 日 付 印	2 期 津市

金融機関又は郵便局保管

年度 固定資産税・都市計画税 納付書兼領収済通知書 ㊦

口座番号		加入者名 津市 (2期)	
ID 市町村	督促手数料	延滞金	
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
税目 賦課年度 会計年度 期別	通知書番号	税 額	C D
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

手書き欄に記入する際は、枠の中に入るように入れてください。

住(所 在 地)	
氏(名 称)	様納

下記のとおり領収しましたから通知します。

税目	年度	期別	通知書番号
第2期 納付額			円
督促手数料			円
延滞金			円
合計納付額			円
納期限		年 月 日	

領収日付印
2

津市保管  
金融機関 津市

この通知書は、機械処理しますので、汚したり、折り曲げたりしないでください。

(14)

年度 3期 固定資産税・都市計画税 領収証書 ㊦ 口座番号	
加入者名 津市	
納税義務者氏名 様	
通知書番号	
第3期 納付額	円
督促 手数料	円
延滞金	円
合計	円
納期限	年 月 日
上記のとおり領収しました。	
領 収 日 付 印	3 期

納税義務者保管

年度 3期 固定資産税・都市計画税 納付書 ㊦ 口座番号	
加入者名 津市	
納税義務者氏名 様	
通知書番号	
第3期 納付額	円
督促 手数料	円
延滞金	円
合計	円
納期限	年 月 日
上記のとおり納付します。	
領 収 日 付 印	3 期 津市

金融機関又は郵便局保管

年度 固定資産税・都市計画税 納付書兼領収済通知書 ㊦

口座番号		加入者名 津市 (3期)	
ID 市町村	督促手数料	延滞金	
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
税目 賦課年度 会計年度 期別	通知書番号	税 額	C D
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

手書き欄に記入する際は、枠の中に入るように入れてください。

住(所 在 地)	
氏(名 称)	様納

下記のとおり領収しましたから通知します。

税目	年度	期別	通知書番号
第3期 納付額			円
督促手数料			円
延滞金			円
合計納付額			円
納期限		年 月 日	

領収日付印
3

津市保管  
金融機関 津市

この通知書は、機械処理しますので、汚したり、折り曲げたりしないでください。

年度 4期	
固定資産税・都市計画税	
領収証書 ㊦	
口座番号	
加入者名 津市	
納税義務者氏名	
様	
通知書番号	
第4期	円
納付額	
督促	円
手数料	
延滞金	円
合計	円
納期限	年 月 日
上記のとおり領収しました。	
領収日付印	4 期

納税義務者保管

年度 4期	
固定資産税・都市計画税	
納付書 ㊦	
口座番号	
加入者名 津市	
納税義務者氏名	
様	
通知書番号	
第4期	円
納付額	
督促	円
手数料	
延滞金	円
合計	円
納期限	年 月 日
上記のとおり納付します。	
領収日付印	4 期
津市	

金融機関又は郵便局保管

年度 固定資産税・都市計画税 納付書兼領収済通知書 ㊦

口座番号 加入者名 津市 (4期)

ID	市町村	督促手数料	延滞金
税目	賦課年度	会計年度	期別
通知書番号	税額	CD	

手書き欄に記入する際は、枠の中に入るようにていねいに記入してください。

住(所在地)	
氏(名称)	様納

下記のとおり領収しましたから通知します。

税目	年度	期別	通知書番号
第4期			
納付額			円
督促手数料			円
延滞金			円
合計納付額			円
納期限			年 月 日

領収日付印
4

津市保管  
金融機関 津市

この通知書は、機械処理しますので、汚したり、折り曲げたりしないでください。

第 5 5 号様式その 2 (第 2 1 条関係)

(住 所)  
(氏 名) 様

次の税額を納期限までに納付してください。

通知書番号	
お問い合わせ番号	
金融機関コード	

年 月 日

津市長 (氏 名) 印

年度  
固定資産税・都市計画税  
(土地・家屋・償却資産)  
納 税 通 知 書

	土 地	家 屋	償 却 資 産	合 計
固定資産税課税標準額	円	円	円	( + + ) 円
都市計画税課税標準額	円	円		( + ) 円

	算 出 税 額	軽 減 税 額	新築軽減税額等	減 免 税 額
固定資産税	円	円	円	円
都市計画税	円	円		円

	( + ) - ( + + + + )
年 税 額	円

税額の算出(端数処理あり)  
固定資産税 = x / 100  
都市計画税 = x / 100

期 別	第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期	随 期
納 期 限	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
期 別 税 額	円	円	円	円	円
納 付 済 税 額	円	円	円	円	円
差 引 税 額	円	円	円	円	円

あ な た の 振 替 口 座

金融機関名			あなたが金融機関・郵便局で申込みされました口座振替納付については、左のとおりですので御確認ください。 振替日(納期限の日)に振替不能とならないように預金残高をお確かめください。
口座名義人			
口座の種類	口座番号		
納付の区分			

納付済み税額は年 月 日現在の状況です。

- 課税の根拠等について
  - 課税の根拠  
固定資産税・都市計画税は、地方税法並びに津市市税条例及び津市市税条例施行規則の規定により、毎年1月1日現在、津市内に固定資産を所有している人に課税するものです。
  - 課税の期日(賦課期日)  
固定資産税・都市計画税の課税の期日(賦課期日)は、毎年1月1日です。1月2日以降に土地、家屋を売買や相続等されても本年度の納税義務は変わりません。
  - 税率  
固定資産税は パーセント、都市計画税は パーセントになります。
- この通知書に記載された事項について不服がある場合  
この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、津市長に対して異議申立てをすることができます。ただし、固定資産評価審査委員会に審査の申出をすることができる事項については除かれます。  
また、この異議申立てに対する決定書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。  
なお、この訴えは、前記の異議申立てに対する決定を受けた後でなければ提起することができないこととされていますが、行政事件訴訟法第8条第2項各号のいずれかに該当するときは、決定を経ないで、訴えを提起することができます。
- 納期限までにこの税金を納付しなかった場合
  - 延滞金  
納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額に年14.6パーセント(納期限の翌日から1箇月を経過する日までの期間については年7.3パーセント(当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントに満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合))の割合を乗じて計算した金額が加算されます。
  - 督促手数料  
納期限までに完納されないと20日以内に督促状を発送しますが、その場合は督促手数料 円を加算して納付しなければなりません。
  - 滞納処分  
督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納されないと、財産の差押え等滞納処分を行います。
- 納税義務者が亡くなった場合について  
地方税法の規定により、相続人が納税義務を引き継ぐこととなりますので、相続人から代表人を定めて届け出てください。
- 納税管理人の申告について  
津市内に住所、事務所等がない場合は、津市内居住者の内から納税管理人を定めて申告してください。
- 共有資産をお持ちの人について  
共有で資産をお持ちの場合、納税通知書等は代表の人へ送付しています。
- 家屋を取り壊した場合について  
家屋を取り壊した場合は、速やかに届け出てください。

第55号様式その3（第21条関係）（1）

(住所)  (氏名) 様	年度 固定資産税・都市計画税 (土地・家屋・償却資産) 納税通知書 口座振替用 年 月 日 津市長 (氏名) 印						
次の税額を納期限までに納付してください。	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">通知書番号</td> <td style="width: 30%;"></td> </tr> <tr> <td>お問い合わせ番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>金融機関コード</td> <td></td> </tr> </table>	通知書番号		お問い合わせ番号		金融機関コード	
通知書番号							
お問い合わせ番号							
金融機関コード							
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">年 税 額</td> <td style="width: 30%; text-align: right;">円</td> </tr> </table>	年 税 額	円				
年 税 額	円						

納期限	第1期分 年 月 日	第2期分 年 月 日	第3期分 年 月 日	第4期分 年 月 日
期別税額	円	円	円	円

(2)

●課税の根拠等について

◎課税の根拠

固定資産税・都市計画税は、地方税法並びに津市市税条例及び津市市税条例施行規則の規定により、毎年1月1日現在、津市内に固定資産を所有している人に課税するものです。

◎課税の期日（賦課期日）

固定資産税・都市計画税の課税の期日（賦課期日）は、毎年1月1日です。

1月2日以降に土地、家屋を売買や相続等されても本年度の納税義務者は変わりません。

◎税率

固定資産税は     パーセント、都市計画税は     パーセントになります。

●納税義務者が亡くなられた場合について

地方税法の規定により、相続人が納税義務を引き継ぐこととなりますので、相続人から代表人を定めて届け出てください。

●納税管理人の申告について

津市内に住所、事務所等がない場合は、津市内居住者の内から納税管理人を定めて申告してください。

●共有資産をお持ちの人について

共有で資産をお持ちの場合、納税通知書等は代表の人へ送付しています。

●家屋を取り壊した場合について

家屋を取り壊した場合は、速やかに届け出てください。

(3)

●固定資産税・都市計画税の算出について

	土 地	家 屋	償 却 資 産	合 計
固定資産税 課税標準額	① 円	② 円	③ 円	④ (①+②+③) 円
都市計画税 課税標準額	⑤ 円	⑥ 円		⑦ (⑤+⑥) 円

	算 出 税 額	減 額 税 額	新 築 軽 減 税 額 等	減 免 税 額
固定資産税	⑧ 円	⑨ 円	⑩ 円	⑪ 円
都市計画税	⑫ 円	⑬ 円		⑭ 円

	(⑧+⑫) - (⑨+⑬) (⑩+⑪+⑭)
年 税 額	円

●税額の算出(端数処理あり)

固定資産税⑧=④× / 100

都市計画税⑫=⑦× / 100

● 年度課税分から新築住宅に対する軽減措置(⑩欄)の適用がなくなるもの

- ・ 年中に新築された一般住宅
- ・ 年中に新築された3階建以上の中高層耐火住宅

あ な た の 振 替 口 座	
金融機関名	<p>● あなたが金融機関・郵便局で申込みされました口座振替納付については、左のとおりですので御確認ください。</p> <p>● 振替日(納期限の日)に振替不能とならないように預金残高をお確かめください。</p>
口座名義人	
口座の種類	
口座番号	
納付の区分	

(4)

●この税金についてのお問い合わせは

固定資産税・都市計画税の課税に関すること	土地については	(電話番号)	(名称)課 (名称)担当
	家屋・償却資産 については	(電話番号)	(名称)課 (名称)担当
納税についての御相談に関すること		(電話番号)	(名称)課 (名称)担当
口座振替に関すること		(電話番号)	(名称)課 (名称)担当

●納期限までにこの税金を納付しなかった場合

◎延滞金

納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額に年14.6パーセント（納期限の翌日から1箇月を経過する日までの期間については年7.3パーセント（当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントに満たない場合は、当該基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合）の割合を乗じて計算した金額が加算されます。

◎督促手数料

納期限までに完納されないと20日以内に督促状を発送しますが、その場合は督促手数料 円を加算して納付しなければなりません。

◎滞納処分

督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納されないと、財産の差押え等滞納処分を行います。

●この通知書に記載された事項について不服がある場合

この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、津市長に対して異議申立てをすることができます。ただし、固定資産評価審査委員会に審査の申出をすることができる事項については除かれます。

また、この異議申立てに対する決定書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この訴えは、前記の異議申立てに対する決定を受けた後でなければ提起することができないこととされていますが、行政事件訴訟法第8条第2項各号のいずれかに該当するときは、決定を経ないで、訴えを提起することができます。



年度 固定資産税 ・ 都市計画法課税明細書 (土地 ・ 家屋)

資産物 登記地目 種	物件 状況	の			在 宅 住 新築軽減等/建築年/登記の有無	地 用 地 区 分	評 価 額	物件 税 相当 額		
		目 地 造	課 税 地 積 課 税 床 面 積	所 有 号					固定 課 税 標準 額	固定 資産 税 相当 額

※課税対象外の資産(物件)は除いてあります。課税明細の見方は、ページの裏面を御覧ください。



課税明細書の見方

(家屋)

資産物		件の		所の		在		軽減税額		評価額		物件税相当額	
登記地目 種類	現況 構造	地目	課税地積 課税床面積	課税面積 m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>	住宅用 新築軽減等/ 建築年/登記の有無	地区 番号	所有 号	固定課税標準額	固定課税標準額	都市計画税標準額	固定資産税相当額	都市計画税相当額	
前年度固定課税標準額	円		円	円	家								

※家屋とは、住家、店舗、工場（発電所及び変電所を含む。）、倉庫その他の建物をいいます。

第56号様式(第21条関係)

固定資産税・都市計画税税額変更(決定)通知書

納義務者	住所(所在地)	〒
	方書	
	氏名(名称)	様
納税管理人		様

課税標準額	固定資産税				都市計画税		
	土地(円)	家屋(円)	償却資産(円)	合計(円)	土地(円)	家屋(円)	合計(円)
変更前							
変更後							
差引増減額							

税額	固定資産税(円)	減額税額(円)	新築軽減税額(円)	減免税額(円)	差引固定資産税(円)	都市計画税(円)	減額税額(円)	減免税額(円)	差引都市計画税(円)	合計年税額(円)
変更前										
変更後										(A+B+C+D+E)
差引増減額										

調定年度					
変更前	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)
変更後	A	B	C	D	E
差引増減額					

変更理由物	-----
	-----
	-----
	-----

期別税額					
期別	第1期(円)	第2期(円)	第3期(円)	第4期(円)	(円)
変更前					
変更後					
差引納付額					

以上のとおり税額を<sup>変更</sup>決定しましたので、通知します。

津市長 (氏名) 印 年 月 日

課税年度	通知書番号
年度	

この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、津市長に対して異議申立てをすることができます。ただし、固定資産評価審査委員会に申出をすることができる事項については除かれます。  
 また、この異議申立てに対する決定書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。  
 なお、この訴えは、前記の異議申立てに対する決定を受けた後でなければ提起することができないこととされていますが、行政事件訴訟法第8条第2項各号のいずれかに該当するときは、決定を経ないで、訴えを提起することができます。

第64号様式その1を次のように改める。

第64号様式その1(第21条関係)

年度 軽自動車税 納税通知書兼領収証書 ㊦  
口座番号 加入者名 津市

(住所)	様方 様
(氏名)	

納税通知書番号	車種	税額	円
お問い合わせ番号		督促手数料	円
車両(標識)番号		延滞金	円
金融機関コード		合計納付額	円
納期限	年月日		

上記の金額を納期限までに納付してください。

年月日

津市長 (氏名) 印

領収日付印
(納税者保管)

軽自動車税車検用納税証明書

次の有効期限までに車検を受けられる人は、この証明書を呈示して、検査を受けてください。

住所・氏名	様
車両番号	

有効期限 年月日

上記の車両は、滞納がないことを証明します。

津市長 (氏名) 印

次のものは無効です。

- 1 領収印のないもの
- 2 車両番号欄に\*\*\*印があるもの

(納税者保管 車検時呈示用)

(表)

《お知らせ》  
軽自動車税は、4月1日現在の所有者に対して課税されます。軽自動車税は、月割課税の制度はありません。したがって、4月2日以降に廃車等の手続をされた場合は、税額の変更や還付はありません。

年度 軽自動車税 納付書 ㊦ 口座番号	
加入者名 津市	
納税義務者氏名	
納税通知書番号	
税額	円
督促手数料	円
延滞金	円
合計	円
納期限	年月日
上記のとおり納付します。	
領収日付印	津市
金融機関又は郵便局保管	

年度 軽自動車税 納付書兼領収済通知書 ㊦

口座番号	加入者名 津市	延滞金	金
ID 市町村	督促手数料		
税目 課税年度 会計年度 期別	通知書番号	税額	CD
手書き欄に記入する際は、枠の中に入るように入れていないに記入してください。			

住所(所在地)	様納
氏(名称)	

下記のとおり領収しましたから通知します。

税目	年度	納税通知書番号	車両(標識)番号
税額		円	領収日付印
督促手数料		円	津市保管 金融機関 津市
延滞金		円	
合計納付額		円	
納期限	年月日		

この通知書は、機械処理しますので、汚したり、折り曲げたりしないでください。

次の場合は必ず届出を！

- 住所が変わったとき
- 売買、交換、贈与、相続等で所有者が変わったとき
- 廃棄、紛失、盗難等で車両が手もとから無くなったとき

～ 届 出 先 ～

車 種	受 付 窓 口	電 話 番 号

他人に手続を任された場合は、結果をよく確認してください。

廃車又は名義変更等の手続がされずに、そのまま残っている場合が多々あります。

手続を怠ると、実態に合わない形でいつまでも課税が続くこととなります。

納 付 場 所

(裏)

車 検 用 納 税 証 明

この証明書がないと車検が受けられませんので、「自動車検査証」といっしょに大切に保管してください。

軽自動車の継続検査を受ける際には、道路運送車両法第97条の2第1項の規定により軽自動車税の納税証明が必要です。

原動機付自転車・小型特殊自動車・軽二輪車には、納税証明書は不要ですので、\*\*\*印で抹消してあります。

前年度分の収納処理は本年 月 日までの領収済みについて行いました。未納の人・ 月 日以降に納められた人については、この納税証明は無効ですので津市(名称)部(名称)課(電話番号)まで御相談ください。

賦課の根拠その他について

- 1 課税の根拠  
この税金は地方税法及び津市市税条例の規定により、年 4 月 1 日現在に津市内に軽自動車等を所有している人に課税するものです。
- 2 不服がある場合  
この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に津市長に対して異議申立てをすることができます。  
また、この異議申立てに対する決定書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。  
なお、この訴えは、前記の異議申立てに対する決定を受けた後でなければ提起することができないこととされていますが、行政事件訴訟法第8条第2項各号のいずれかに該当するときは、決定を経ないで、訴えを提起することができます。
- 3 延滞金等
  - (1) 延滞金  
納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額に年14.6パーセント(納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については年7.3パーセント(当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が、年7.3パーセントに満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合))の割合を乗じて計算した金額が加算されます。
  - (2) 督促手数料  
納期限までに完納されないと20日以内に督促状を発送しますが、その場合は督促手数料 円を加算して納付しなければなりません。
  - (3) 滞納処分  
督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納されないと、財産の差押え等滞納処分を行います。
- 4 軽自動車税の減免  
身体障害者等で一定の要件に該当する人は減免を受けられますので、納期限の7日前までに津市(名称)部(名称)課又は各総合支所(名称)課に申請してください。

車 種	年 税 額	車 種	年 税 額

第64号様式その2(表)中「(第 号様式)」及び「住所・氏名等に誤りがありましたら、御連絡ください。」を削り、「 月 日頃」を「 月 日ごろ」に、「納税証明書(車検用)は、前年度分までに未納があるときは、\*\*\*が表示され無効となります」を「ただし、前年度分までに未納があるときは、郵送されません」に、「ご連絡をください」を「御連絡ください」に改め、同様式(裏)中「年14.6%」を「年14.6パーセント」に、「年7.3%」を「年7.3パーセント」に改め、「当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、」を削り、「における公定歩合」を「における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率」に、「年4%」を「年4パーセント」に、「当該公定歩合」を「当該商業手形の基準割引率」に改める。

第66号様式中「1センチメートル」を「3センチメートル」に、「濃紺色」を「黒色」に改める。

第70号様式中「原動機付自転車試乗標識交付証明書」を「原動機付自転車(小型特殊自動車)試乗標識交付証明書」に、「原動機付自転車を」を「原動機付自転車又は小型特殊自転車を」に改める。

第84号様式中「における公定歩合」を「における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率」に、「当該公定歩合」を「当該商業手形の基準割引率」に、「処分に」を「通知書に」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。



津市訓令第 2 号

庁中一般

出先機関

津市支所及び出張所処務規程及び津市社会福祉事務所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 20 年 3 月 31 日

津市長 松 田 直 久

津市支所及び出張所処務規程及び津市社会福祉事務所処務規程の一部を改正する訓令

(津市支所及び出張所処務規程の一部改正)

第 1 条 津市支所及び出張所処務規程(平成 18 年津市訓令第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号中「収納担当」を削り、「戸籍住民担当 市民税担当 資産税担当」を「市民担当 介護・保険担当」に改め、「介護保険担当 保険年金担当」を削り、

「環境課 廃棄物担当 環境保全担当

産業課 商工観光振興担当 農林水産業振興担当 を

建設課 建設維持担当 下水道維持担当 」

「産業環境課 産業振興担当 廃棄物担当 環境保全担当 に改め、同項第  
建設維持課 建設維持担当 」

2 号の表を次のように改める。

総務課 総務担当 市民生活担当 人権啓発担当

市民福祉課 市民担当 福祉担当

産業環境課 産業・環境担当 維持担当

第 4 条第 4 項中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

地域企画員

第 5 条中第 8 項を第 9 項とし、第 7 項を第 8 項とし、第 6 項を第 7 項とし、同条第 5 項中「前条第 4 項第 3 号」を「前条第 4 項第 4 号」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 4 項中「前条第 4 項第 2 号」を「前条第 4 項第 3 号」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項の次に次の 1 項を加える。

4 前条第4項第2号に規定する地域企画員は、総合支所所管区域内における地域振興業務の企画及び立案並びに総合支所所管業務に関連する総合支所内外との横断的な調整を行う。

第9条第5項中「第4条第4項第2号」を「第4条第4項第3号」に、「同項第3号」を「同項第4号」に改める。

別表第1久居総合支所の表総務課の部総務担当の項を次のように改める。

総務担当	(1) 総合支所に係る企画立案に関する事 (2) 行政の文化化に係る調整に関する事 (3) 行政資料の収集に関する事 (4) 市史編さんに係る資料収集に関する事 (5) 行政界の確認に係る立会い等に関する事 (6) 町及び字の区域及び名称に係る調査等に関する事 (7) 文書の管理に関する事 (8) 文書事務の指導に関する事 (9) 公印の管理に関する事 (10) 文書の收受及び発送に関する事 (11) 情報公開に係る請求の受付及び開示に関する事 (12) 個人情報の保護に係る自己情報の開示請求等の受付及び開示に関する事 (13) 指定統計等の調査に関する事 (14) 各種統計資料の収集及び整理に関する事 (15) 統計調査員に関する事 (16) 出張所の総括管理及び連絡調整に関する事 (17) 広報活動の企画に係る資料収集に関する事 (18) 広聴に関する事 (19) 陳情、要望等の受付及び調整に関する事 (20) 総合支所職員の服務及び給与等の総括並びに本庁との連絡調整に関する事 (21) 総合支所職員の総括に関する事 (22) 選挙管理委員会との連絡調整に関する事
------	--

- (23) 事務引継に関する事。
- (24) 当直に関する事。
- (25) 収納に係る総括に関する事。
- (26) 経理事務に係る総括及び指導に関する事。
- (27) 情報システム等の管理及び指導に関する事。
- (28) 情報通信基盤の管理に関する事。
- (29) 情報セキュリティに関する事。
- (30) 芸術及び文化事業等の実施に関する事。
- (31) 文化関係団体との連絡調整等に関する事。
- (32) スポーツ・レクリエーションの振興に係る諸事業の調整に関する事。
- (33) 体育指導委員との連絡調整等に関する事。
- (34) スポーツ関係行事の調整に関する事。
- (35) スポーツ教室の調整に関する事。
- (36) 学校体育施設開放事業の調整に関する事。
- (37) 運動施設及びスポーツ公園の使用及び維持管理に関する事。
- (38) 総合支所の業務に係る企画の総括及び総合調整に関する事。
- (39) 総合支所に係る予算の調製に関する事。
- (40) 総合支所及び課（地域振興室を含む。）の庶務に関する事。

別表第 1 久居総合支所の表総務課の部収納担当の項を削り、同表市民課の部戸籍住民担当の項中「戸籍住民担当」を「市民担当」に改め、第 16 号を第 17 号とし、第 15 号を第 16 号とし、第 14 号を第 15 号とし、第 13 号の次に次の 1 号を加える。

市税に係る諸証明に関する事。

別表第 1 久居総合支所の表市民課の部市民税担当の項を次のように改める。

介護・保険担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 介護保険被保険者の資格の取得及び喪失に係る申請の受付並びに介護保険被保険者証に関する事。</li> <li>(2) 介護保険に係る給付申請の受付に関する事。</li> <li>(3) 福祉有償運送に係る申請の受付に関する事。</li> </ul>
---------	--

- (4) 介護保険第1号被保険者に係る介護保険料（以下この表において「介護保険第1号保険料」という。）の収納及び納付書の再発行に関する事。
- (5) 介護保険第1号保険料に係る納付指導に関する事。
- (6) 介護保険第1号保険料に係る差押処分に係る調査に関する事。
- (7) 認定に係る申請の受付及び調査に関する事。
- (8) 介護認定審査会に関する事。
- (9) 認定に係る相談及び不服申立ての受付に関する事。
- (10) 国民健康保険被保険者の資格の取得及び喪失に関する事。
- (11) 国民健康保険被保険者証の交付（被保険者証の更新を除く。）及び検認に関する事。
- (12) 国民健康保険料に係る簡易申告及び減免申請の受付に関する事。
- (13) 国民健康保険料に係る納入通知書の再発行に関する事。
- (14) 国民健康保険に係る給付申請の受付に関する事。
- (15) 国民健康保険に係る療養費、高額療養費、出産育児一時金及び葬祭費の支給等に係る申請の受付に関する事。
- (16) 国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の収納に関する事。
- (17) 国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料に係る納付指導及び調査の推進に関する事。
- (18) 国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料に係る徴収猶予に関する事。
- (19) 国民年金被保険者の資格の取得及び喪失に関する事。

- (20) 国民年金被保険者及び受給権者の裁定請求その他給付に関する事。
- (21) 国民年金保険料の免除に関する事。
- (22) 国民年金に関する証書に関する事。
- (23) 福祉医療費等の助成に係る申請の受付に関する事。
- (24) 福祉医療受給資格の認定等に関する事。
- (25) 後期高齢者医療の資格、給付及び保険料に係る申請書の受付等に関する事。
- (26) 後期高齢者医療被保険者証等の引渡し、返還等に関する事。
- (27) その他国民年金、国民健康保険、後期高齢者医療及び老人保健医療に係る申請等の受付に関する事。

別表第1 久居総合支所の表市民課の部資産税担当の項を削り、同表福祉課の部福祉担当の項中「生活保護法」の次に「（昭和25年法律第144号）」を加え、同部こども家庭担当の項中「児童福祉法」の次に「（昭和22年法律第164号）」を加え、同部介護保険担当の項及び保険年金担当の項を削り、同表生活課の部人権啓発担当の項中「女性のための」を「男性及び女性の」に改め、同表環境課の部及び産業課の部を次のように改める。

産業環境課	産業振興担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 中小企業等の労務改善対策に関する事。</li> <li>(2) 勤労者福祉に係る対策その他労政事務に関する事。</li> <li>(3) 津市七栗産業会館に関する事。</li> <li>(4) 津市桃園情報センターの管理に関する事。</li> <li>(5) 営業証明に関する事。</li> <li>(6) 商工業に係る育成に関する事。</li> <li>(7) 商工業に係る融資相談に関する事。</li> <li>(8) 津市小規模事業資金融資に係る補助金の申請受付に関する事。</li> <li>(9) 各種商工業関係団体に関する事。</li> <li>(10) 物産の振興事業に係る相談に関する事。</li> </ul>
-------	--------	--

- (11) 久居駅東口駐車場に関する事。
- (12) 企業の立地に係る奨励措置の申請受付に関する事。
- (13) 観光宣伝に関する事。
- (14) 観光関係団体に関する事。
- (15) 観光施設に関する事。
- (16) 観光事業の実施に関する事。
- (17) 観光客の集客に関する事。
- (18) 観光事業に係る総合調整に関する事。
- (19) 農業及び畜産の指導及び振興に関する事。
- (20) 農業経営基盤強化促進対策に係る認定農業者の育成、確保及び農用地流動化の調整に関する事。
- (21) 農林業制度資金に係る認定農業者（借入者）の経営状況等の具申に関する事。
- (22) 水田農業構造改革対策に係る地区水田農業推進協議会に関する事。
- (23) 農作物の病虫害の防除に関する事。
- (24) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する事。
- (25) 農作物等への鳥獣被害の防止に関する事。
- (26) 家畜及び家きんの防疫及び衛生に関する事。
- (27) 農業関係団体の指導及び育成に関する事。
- (28) 農業の振興に係る施設に関する事。
- (29) 農業振興地域整備計画に係る農振除外申請の受付及び地元調整に関する事。
- (30) 農用地利用集積計画に係る受付及び期限切れに対する通知等並びに農用地流動化助成金対象者の調査及び交付事務に関する事。
- (31) 農業用施設等の災害復旧事業の調整及び調査に関する事。
- (32) 農業共済事務に係る連絡調整に関する事。
- (33) 細目書及び野帳の受付等に関する事。

	<p>(34) 林業関係団体の指導及び育成に関すること。</p> <p>(35) 森林整備計画に係る地元調整に関すること。</p> <p>(36) 伐採届に関すること。</p> <p>(37) 林地開発に係る地元調整に関すること。</p> <p>(38) 森林法（昭和26年法律第249号）に基づく火入れの許可に関すること。</p> <p>(39) 林地防災施設の維持管理及び小規模治山事業の実施に関すること。</p> <p>(40) 地域材の振興に係る地元林業団体との調整に関すること。</p> <p>(41) 林業等への鳥獣被害の防止に関すること。</p> <p>(42) 造林・間伐事業に関すること。</p> <p>(43) 林道の維持管理に関すること。</p> <p>(44) 林業用基盤施設及び林業の振興に係る施設に関すること。</p> <p>(45) 水産業の振興に関すること。</p> <p>(46) 水産加工の振興に関すること。</p> <p>(47) 水産物の流通改善に係る地元調整及び要望の取りまとめに関すること。</p> <p>(48) 水産関係団体に係る地元調整及び要望の取りまとめに関すること。</p> <p>(49) 養殖業及び栽培漁業の推進に関すること。</p> <p>(50) 課の庶務に関すること。</p>
<p>廃棄物担当</p>	<p>(1) 一般廃棄物処理業及びし尿浄化槽清掃業の許可等に係る申請の受付に関すること。</p> <p>(2) ごみ減量の推進に関すること。</p> <p>(3) ごみ再生利用の推進に関すること。</p> <p>(4) 一般廃棄物の収集、運搬及び処分の調査、指導、立入検査等に関すること。</p> <p>(5) 不法投棄に関すること。</p> <p>(6) 廃棄物に係る環境パトロールに関すること。</p> <p>(7) 新最終処分場の建設に係る連絡調整に関する</p>

	<p>こと。</p> <p>(8) ごみ収集計画に関すること。</p> <p>(9) ごみ一時集積所に関すること。</p> <p>(10) 清掃意識の普及に関すること。</p> <p>(11) ごみの分別の指導に関すること。</p> <p>(12) ごみの収集作業の計画及び実施に関すること。</p> <p>(13) 犬、猫等の死骸処理に関すること。</p>
<p>環境保全 担当</p>	<p>(1) 生活環境の美化の実施に関すること。</p> <p>(2) 環境基本計画の推進に関すること。</p> <p>(3) 住宅用太陽光発電システムの設置に係る補助に関すること。</p> <p>(4) 風力発電事業に関すること。</p> <p>(5) 地球温暖化対策実行計画の推進に関すること。</p> <p>(6) 環境マネジメントシステムの運用に関すること。</p> <p>(7) 共同污水处理施設の管理及び運営に関すること。</p> <p>(8) 共同污水处理施設に係る修繕工事の補助申請の受付に関すること。</p> <p>(9) 浄化槽の普及に関すること。</p> <p>(10) 自然環境に関すること。</p> <p>(11) 環境対策の計画、実施及び調整に係る調査に関すること。</p> <p>(12) 騒音規制法（昭和43年法律第98号）及び振動規制法（昭和51年法律第64号）に基づく届出に関すること（受理書の交付、勧告等の事務を除く。）。</p> <p>(13) 騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法（昭和46年法律第91号）に基づく工場等に係る報告及び検査に関すること（勧告及び命令の事務を除く。）。</p> <p>(14) 三重県生活環境の保全に関する条例（平成1</p>



		<p>3年三重県条例第7号)に基づく次に掲げる事務</p> <p>ア 屋外燃焼行為に係る指導に關すること(勸告及び命令を除く。)</p> <p>イ 騒音及び振動に係る指導に關すること(受理書の交付及び勸告等の事務を除く。)</p> <p>(15) 環境関係法令に基づく届出に關すること。</p> <p>(16) 環境保全協定に基づく調査及び指導等に關すること。</p> <p>(17) 大氣、水質、騒音等に係る環境調査に關すること。</p> <p>(18) 公害に係る相談及び苦情処理に關すること。</p> <p>(19) 環境影響評価の縦覧等に關すること。</p> <p>(20) 産業廃棄物処理施設の設置に係る事前協議等の受付に關すること。</p> <p>(21) 墓地、納骨堂等に係る経営の許可等に關すること。</p> <p>(22) 市営墓地に關すること。</p> <p>(23) 動物の飼養及び収容の許可に係る申請等の受付に關すること。</p> <p>(24) そ族及び昆虫の駆除に關すること。</p> <p>(25) 狂犬病の予防に關すること。</p> <p>(26) 動物の愛護及び適正な飼養に關すること。</p> <p>(27) 公衆浴場衛生対策事業に關すること。</p>
建設維持課	建設維持担当	<p>(1) 公共交通事業の運営に關すること。</p> <p>(2) 国土利用計画法(昭和49年法律第92号)等による届出に係る調整に關すること。</p> <p>(3) 公有地の拡大の推進に關する法律(昭和42年法律第66号)に基づく届出に係る調整に關すること。</p> <p>(4) 開発行為等の計画に係る事前相談及び地元調整に關すること。</p> <p>(5) 違反開発行為に係る情報等に關すること。</p>

- (6) 都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく事前相談等に関する事。
- (7) 公園緑地に係る維持管理に関する事。
- (8) 公園緑地の使用許可及び使用料の徴収に関する事。
- (9) 公園緑地の占用に係る申請の受付等に関する事。
- (10) 緑化意識の普及に関する事。
- (11) 違反建築物に係る情報等に関する事。
- (12) 建築基準法に係る道路等の調査に関する事。
- (13) 建築に係る事前相談等に関する事。
- (14) モーテル類似旅館等の建築に係る事前相談等に関する事。
- (15) 建築工事届の受付等に関する事。
- (16) 建築物等に係る調査等に関する事。
- (17) 道路、水路の占用許可の受付及び占用料の徴収に関する事。
- (18) 幹線道路の整備に係る地元調整に関する事。
- (19) 道路及び橋りょう並びにこれらの附属工作物の管理に関する事。
- (20) 市営住宅等の入居者との調整に関する事。
- (21) 市営住宅等の維持修繕に関する事。
- (22) 市営住宅等の入居、退去その他管理に関する事。
- (23) 市営住宅等の家賃の徴収に関する事。
- (24) 住宅新築資金等貸付事業に関する事。
- (25) 市有建築物の維持修繕に関する事。
- (26) 排水設備計画確認申請書等の受付に関する事。
- (27) 水洗便所改造資金の融資あっせん及び助成等の申請書の受付に関する事。
- (28) 下水道普及向上預金の審査、受付及び交付申請の受付に関する事。

- (29) 公共下水道事業受益者負担金に係る申告書等の受付及び調査に関する事。
- (30) 公共下水道事業受益者負担金の徴収に関する事。
- (31) 下水道使用料に係る申告書等の受付及び調査に関する事。
- (32) 下水道使用料の徴収に関する事。
- (33) 下水道に係る加入金の徴収に関する事。
- (34) 私道への公共下水道設置に係る申請の受付に関する事。
- (35) 下水道建設工事に係る公共ます等の設置申請に関する事。
- (36) 下水道管渠等（都市下水路を含む。）に係る占有申請書の受付に関する事。
- (37) 既設污水管への公共ます等の設置申請に関する事。
- (38) ポンプ施設及び附帯施設の維持管理に係る地元調整に関する事。
- (39) ポンプ施設及び附帯施設に係る占有申請書の受付に関する事。
- (40) 終末処理場の維持管理に係る地元調整に関する事。
- (41) 準用河川の維持管理に関する事。
- (42) 準用河川に係る占有又は採取の許可申請書の受付に関する事。
- (43) 準用河川と民有地との境界に関する事。
- (44) 調整池の維持管理に関する事。
- (45) 調整池に係る占有許可申請書の受付に関する事。
- (46) 砂防事業に係る調査、調整等に関する事。
- (47) 急傾斜地崩壊防止対策事業に係る調査、調整等に関する事。

		(48) 地すべり防止区域内制限行為に係る調査、調整等に関する事。 (49) 課の庶務に関する事。
--	--	--

別表第1 久居総合支所の表建設課の部を削る。

別表第1 河芸総合支所、芸濃総合支所、美里総合支所、安濃総合支所、香良洲総合支所、一志総合支所、白山総合支所及び美杉総合支所の表総務課の部から生活環境課の部までを次のように改める。

総務課	総務担当	(1) 総合支所に係る企画立案に関する事。 (2) 行政の文化化に係る調整に関する事。 (3) 行政資料の収集に関する事。 (4) 市史編さんに係る資料収集に関する事。 (5) 行政界の確認に係る立会い等に関する事。 (6) 町及び字の区域及び名称に係る調査等に関する事。 (7) 文書の管理に関する事。 (8) 文書事務の指導に関する事。 (9) 公印の管理に関する事。 (10) 文書の收受及び発送に関する事。 (11) 情報公開に係る請求の受付及び開示に関する事。 (12) 個人情報の保護に係る自己情報の開示請求等の受付及び開示に関する事。 (13) 指定統計等の調査に関する事。 (14) 各種統計資料の収集及び整理に関する事。 (15) 統計調査員に関する事。 (16) 出張所の総括管理及び連絡調整に関する事。 (17) 広報活動の企画に係る資料収集に関する事。 (18) 広聴に関する事。 (19) 陳情、要望等の受付及び調整に関する事。 (20) 総合支所職員の服務及び給与等の総括並びに本庁との連絡調整に関する事。 (21) 総合支所職員の総括に関する事。
-----	------	--

- (22) 選挙管理委員会との連絡調整に関する事。
- (23) 事務引継に関する事。
- (24) 当直に関する事。
- (25) 収納に係る総括に関する事。
- (26) 経理事務に係る総括及び指導に関する事。
- (27) 情報システム等の管理及び指導に関する事。
- (28) 情報通信基盤の管理に関する事。
- (29) 情報セキュリティに関する事。
- (30) 芸術及び文化事業等の実施に関する事。
- (31) 文化関係団体との連絡調整等に関する事。
- (32) スポーツ・レクリエーションの振興に係る諸事業の調整に関する事。
- (33) 体育指導委員との連絡調整等に関する事。
- (34) スポーツ関係行事の調整に関する事。
- (35) スポーツ教室の調整に関する事。
- (36) 学校体育施設開放事業の調整に関する事。
- (37) 運動施設の使用及び維持管理に関する事。
- (38) 庁舎の管理に関する事。
- (39) 市有財産の管理に関する事。
- (40) 車両管理の総括に関する事。
- (41) 車両の損害保険に関する事。
- (42) 集中管理車両の管理及び配車に関する事。
- (43) 車両の運行に係る事故防止対策に関する事。
- (44) 物品の調達及び修繕に関する事。
- (45) 物品の出納命令に関する事。
- (46) 防災訓練の実施に係る調整に関する事。
- (47) 防災行政無線等の通信機器の管理運用に関する事。
- (48) 住宅に係る耐震診断及び耐震補強の推進に関する事。
- (49) 自主防災組織に関する事。
- (50) 防災意識の向上に関する事。

	<p>(51) 防災に係る関係機関等との連絡調整に関する こと。</p> <p>(52) 危機管理に係る訓練の実施に関する こと。</p> <p>(53) 総合支所の業務に係る企画の総括及び総合調 整に関する こと。</p> <p>(54) 総合支所に係る予算の調製に関する こと。</p> <p>(55) 総合支所及び課（地域振興室を含む。）の庶 務に関する こと。</p>
市民生活 担当	<p>(1) 自治会との連絡調整に関する こと。</p> <p>(2) 地縁による団体に関する こと。</p> <p>(3) 防犯意識の高揚等に関する こと。</p> <p>(4) 市民活動に関する こと。</p> <p>(5) 市民活動の組織の育成援助に関する こと。</p> <p>(6) 市民等との協働の推進に関する こと。</p> <p>(7) コミュニティ施設及び集会所に関する こと。</p> <p>(8) 市民相談に関する こと。</p> <p>(9) 消費者相談に関する こと。</p> <p>(10) 計量器の各種検査等に係る支援に関する こと。</p> <p>(11) 水道に係る相談に関する こと。</p> <p>(12) 交通安全意識の啓発に関する こと。</p> <p>(13) 交通災害共済に係る受付に関する こと。</p> <p>(14) 交通安全の相談に関する こと。</p> <p>(15) 放置自転車対策に関する こと。</p> <p>(16) 国際化への対応に関する こと。</p> <p>(17) 国際交流に係る事業の推進に関する こと。</p>
人権啓発 担当	<p>(1) 人権施策の推進に関する こと。</p> <p>(2) 男女共同参画に係る計画の推進に関する こと。</p> <p>(3) 男性及び女性の相談に関する こと。</p> <p>(4) 地域調整に関する こと。</p> <p>(5) 隣保館に関する こと。</p> <p>(6) 地域調整に係る関係行政機関との調整に関する こと。</p>

		<p>(7) 地域調整に係る関係各種団体との連絡調整に関すること。</p> <p>(8) 福祉資金に係る未収金の収納等に関すること。</p> <p>(9) 地域改善関係事業に関すること。</p>
市民福祉課	市民担当	<p>(1) 庁内の案内に関すること。</p> <p>(2) 住民基本台帳に係る届出の受付及び証明書の交付に関すること。</p> <p>(3) 住民基本台帳の記録及び整備に関すること。</p> <p>(4) 戸籍に係る届出等の受付及び証明書の交付に関すること。</p> <p>(5) 身分証明等に関すること。</p> <p>(6) 戸籍の附票に係る証明書の交付に関すること。</p> <p>(7) 印鑑の登録及び証明に関すること。</p> <p>(8) 住民実態調査に関すること。</p> <p>(9) 公的個人認証サービスに係る電子証明に関すること。</p> <p>(10) 国民健康保険加入者及び国民年金被保険者に係る住所等の異動の受付に関すること。</p> <p>(11) 外国人の登録に係る受付に関すること。</p> <p>(12) 外国人登録原票記載事項証明書等の交付に関すること。</p> <p>(13) 埋葬及び火葬の許可に関すること。</p> <p>(14) 法人等の市民税に係る申告書等の受付に関すること。</p> <p>(15) 市たばこ税、鉱産税及び入湯税に係る申告書の受付に関すること。</p> <p>(16) 原動機付自転車等の標識に関すること。</p> <p>(17) 軽自動車税の減免に関すること。</p> <p>(18) 個人の市民税及び県民税の申告の受付及び賦課（当初課税を除く。）に関すること。</p> <p>(19) 固定資産税及び都市計画税に係る評価及び賦課（当初課税を除く。）に関すること。</p>

	<p>(20) 償却資産に係る固定資産税の申告書の受付に関すること。</p> <p>(21) 市税の減免に係る申告書の受付に関すること。</p> <p>(22) 市税の現年度分に係る収納及び納付指導に関すること。</p> <p>(23) 市税の納付書及び納入書の再発行等に関すること。</p> <p>(24) 市税に係る諸証明に関すること。</p> <p>(25) 課の庶務に関すること。</p>
福祉担当	<p>(1) 社会福祉に係る叙勲及び褒章に係る調査に関すること。</p> <p>(2) 社会福祉に対する寄附金品に係る受付に関すること。</p> <p>(3) 福祉バスに関すること。</p> <p>(4) 戦傷病者、戦没者遺族等の援護に係る受付等に関すること。</p> <p>(5) 旧軍人の恩給に係る請求の受付及び資格確認に関すること。</p> <p>(6) 災害見舞金等の支給に係る申請の受付及び調査等に関すること。</p> <p>(7) 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付に係る申請の受付等に関すること。</p> <p>(8) 日本赤十字社への救護員等の派遣に係る申請の受付に関すること。</p> <p>(9) 生活保護法に基づく相談及び連絡調整に関すること。</p> <p>(10) 生活保護金品の受け渡しに関すること。</p> <p>(11) 児童手当に係る認定請求等の受付に関すること。</p> <p>(12) 児童扶養手当に係る認定請求等の受付に関すること。</p> <p>(13) 母子等福祉事業に係る申請の受付に関するこ</p>



と。

- (14) 婦人保護事業に係る相談に関する事。
- (15) 児童福祉法に基づく児童及び妊産婦の福祉に関する相談及び調査指導に関する事。
- (16) 児童虐待の防止等に係る相談及び調査指導等に関する事。
- (17) チビ子広場に係る申請の受付に関する事。
- (18) 高齢福祉に係る関係団体との連絡調整に関する事。
- (19) 高齢者の生活支援に係る申請の受付及び調査並びに利用の決定等に関する事。
- (20) 家族介護支援に係る申請の受付及び調査並びに利用の決定等に関する事。
- (21) 在宅介護支援センターの運営に関する事。
- (22) 敬老に係る事業申請の受付及び支給の決定等に関する事。
- (23) 高齢者の生きがい対策に係る申請の受付及び調査に関する事。
- (24) 障害者自立支援法に基づく申請の受付及び調査等に関する事。
- (25) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく福祉に係る申請の受付及び調査に関する事。
- (26) 精神障害者保健福祉手帳に係る申請の受付に関する事。
- (27) 特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当、福祉手当、重度心身障害者等介護手当及び心身障害児福祉年金に係る認定請求書等の受付等に関する事。
- (28) 身体障害者（児）、知的障害者（児）及び精神障害者の関係団体との連絡調整に関する事。
- (29) 難病患者等に係る居宅生活支援に関する事。
- (30) その他社会福祉、児童、母子、高齢者、身体

障害者（児）、知的障害者（児）及び精神障害者の福祉に係る申請等の受付並びに調査等に関する  
こと。

(31) 介護保険被保険者の資格の取得及び喪失に係  
る申請の受付及び介護保険被保険者証に関するこ  
と。

(32) 介護保険に係る給付申請の受付に関すること。

(33) 福祉有償運送に係る申請の受付に関すること。

(34) 介護保険第1号被保険者に係る介護保険料（  
以下この表において「介護保険第1号保険料」と  
いう。）の収納及び納付書の再発行に関すること。

(35) 介護保険第1号保険料に係る納付指導に関す  
ること。

(36) 介護保険第1号保険料に係る差押処分に係る  
調査に関すること。

(37) 認定に係る申請の受付及び調査に関すること。

(38) 介護認定審査会に関すること。

(39) 認定に係る相談及び不服申立ての受付に関す  
ること。

(40) 国民健康保険被保険者の資格の取得及び喪失  
に関すること。

(41) 国民健康保険被保険者証の交付（被保険者証  
の更新を除く。）及び検認に関すること。

(42) 国民健康保険料に係る簡易申告及び減免申請  
の受付に関すること。

(43) 国民健康保険料に係る納入通知書の再発行に  
関すること。

(44) 国民健康保険に係る給付申請の受付に関する  
こと。

(45) 国民健康保険に係る療養費、高額療養費、出  
産育児一時金及び葬祭費の支給等に係る申請の受  
付に関すること。

(46) 国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の

		<p>収納に關すること。</p> <p>(47) 国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料に係る納付指導及び調査の推進に關すること。</p> <p>(48) 国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料に係る徴収猶予に關すること。</p> <p>(49) 国民年金被保険者の資格の取得及び喪失に關すること。</p> <p>(50) 国民年金被保険者及び受給権者の裁定請求その他給付に關すること。</p> <p>(51) 国民年金保険料の免除に關すること。</p> <p>(52) 国民年金に關する証書に關すること。</p> <p>(53) 福祉医療費等の助成に係る申請の受付に關すること。</p> <p>(54) 福祉医療受給資格の認定等に關すること。</p> <p>(55) 後期高齢者医療の資格、給付及び保険料に係る申請書の受付等に關すること。</p> <p>(56) 後期高齢者医療被保険者証等の引渡し、返還等に關すること。</p> <p>(57) その他国民年金、国民健康保険、後期高齢者医療及び老人保健医療に係る申請等の受付に關すること。</p>
産業環境課	産業・環境担当	<p>(1) 中小企業等の労務改善対策に關すること。</p> <p>(2) 勤労者福祉に係る対策その他労政事務に關すること。</p> <p>(3) 営業証明に關すること。</p> <p>(4) 商工業に係る育成に關すること。</p> <p>(5) 商工業に係る融資相談に關すること。</p> <p>(6) 津市小規模事業資金融資に係る補助金の申請受付に關すること。</p> <p>(7) 各種商工業関係団体に關すること。</p> <p>(8) 物産の振興事業に係る相談に關すること。</p> <p>(9) 企業の立地に係る奨励措置の申請受付に關す</p>

ること。

- (10) 観光宣伝に関すること。
- (11) 観光関係団体に関すること。
- (12) 観光施設に関すること。
- (13) 観光事業の実施に関すること。
- (14) 観光客の集客に関すること。
- (15) 観光事業に係る総合調整に関すること。
- (16) 農業及び畜産の指導及び振興に関すること。
- (17) 農業経営基盤強化促進対策に係る認定農業者の育成・確保及び農用地流動化の調整に関すること。
- (18) 農林業制度資金に係る認定農業者（借入者）の経営状況等の具申に関すること。
- (19) 水田農業構造改革対策に係る地区水田農業推進協議会に関すること。
- (20) 農作物の病虫害の防除に関すること。
- (21) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関すること。
- (22) 農作物等への鳥獣被害の防止に関すること。
- (23) 家畜及び家きんの防疫及び衛生に関すること。
- (24) 農業関係団体の指導及び育成に関すること。
- (25) 農業の振興に係る施設に関すること。
- (26) 農業振興地域整備計画に係る農振除外申請の受付及び地元調整に関すること。
- (27) 農用地利用集積計画に係る受付及び期限切れに対する通知等並びに農用地流動化助成金対象者の調査及び交付事務に関すること。
- (28) 農業集落排水処理施設使用料の納付指導等に関すること（香良洲総合支所及び白山総合支所を除く。）。
- (29) 農業集落排水施設等の整備及び維持管理に関すること（香良洲総合支所及び白山総合支所を除く。）。
- (30) 農業用施設等の災害復旧事業の調整及び調査

に關すること。

- (31) 農業共済事務に係る連絡調整に關すること。
- (32) 細目書及び野帳の受付等に關すること。
- (33) 林業關係団体の指導及び育成に關すること。
- (34) 森林整備計画に係る地元調整に關すること。
- (35) 伐採届に關すること。
- (36) 林地開發に係る地元調整に關すること。
- (37) 森林法に基づく火入れの許可に關すること。
- (38) 林地防災施設の維持管理及び小規模治山事業の実施に關すること。
- (39) 市有林の維持管理に關すること。
- (40) 地域材の振興に係る地元林業団体との調整に關すること。
- (41) 林業等への鳥獸被害の防止に關すること。
- (42) 造林・間伐事業に關すること。
- (43) 林道の維持管理に關すること。
- (44) 林業用基盤施設及び林業の振興に係る施設に關すること。
- (45) 水産業の振興に關すること。
- (46) 水産加工の振興に關すること。
- (47) 水産物の流通改善に係る地元調整及び要望の取りまとめに關すること。
- (48) 水産關係団体に係る地元調整及び要望の取りまとめに關すること。
- (49) 漁港の維持管理に關すること。
- (50) 養殖業及び栽培漁業の推進に關すること。
- (51) 一般廃棄物処理業及びし尿浄化槽清掃業の許可等に係る申請の受付に關すること。
- (52) ごみ減量の推進に關すること。
- (53) ごみ再生利用の推進に關すること。
- (54) 一般廃棄物の収集、運搬及び処分の調査、指導、立入検査等に關すること。
- (55) 不法投棄に關すること。

- (56) 廃棄物に係る環境パトロールに関すること。
- (57) ごみ収集計画に関すること。
- (58) ごみ一時集積所に関すること。
- (59) 清掃意識の普及に関すること。
- (60) ごみの分別の指導に関すること。
- (61) ごみの収集作業の計画及び実施に関すること。
- (62) 犬、猫等の死骸処理に関すること。
- (63) 生活環境の美化の実施に関すること。
- (64) 環境基本計画の推進に関すること。
- (65) 住宅用太陽光発電システムの設置に係る補助に関すること。
- (66) 地球温暖化対策実行計画の推進に関すること。
- (67) 環境マネジメントシステムの運用に関すること。
- (68) 共同污水处理施設の管理及び運営に関すること。
- (69) 共同污水处理施設に係る修繕工事の補助申請の受付に関すること。
- (70) 浄化槽の普及に関すること。
- (71) 自然環境に関すること。
- (72) 環境対策の計画、実施及び調整に係る調査に関すること。
- (73) 騒音規制法及び振動規制法に基づく届出に関すること（受理書の交付、勧告等の事務を除く。）。
- (74) 騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法に基づく工場等に係る報告及び検査に関すること（勧告及び命令の事務を除く。）。
- (75) 三重県生活環境の保全に関する条例に基づく次に掲げる事務
  - ア 屋外燃焼行為に係る指導に関すること（勧告及び命令を除く。）。
  - イ 騒音及び振動に係る指導に関すること（受理書の交付及び勧告等の事務を除く。）。

		<p>(76) 環境関係法令に基づく届出に関する事  (77) 環境保全協定に基づく調査及び指導等に関する事  (78) 大気、水質、騒音等に係る環境調査に関する事  (79) 公害に係る相談及び苦情処理に関する事  (80) 環境影響評価の縦覧等に関する事  (81) 産業廃棄物処理施設の設置に係る事前協議等の受付に関する事  (82) 墓地、納骨堂等に係る経営の許可等に関する事  (83) 動物の飼養及び収容の許可に係る申請等の受付に関する事  (84) そ族及び昆虫の駆除に関する事  (85) 狂犬病の予防に関する事  (86) 動物の愛護及び適正な飼養に関する事  (87) 公衆浴場衛生対策事業に関する事  (88) 課の庶務に関する事</p>
維持担当		<p>(1) 公共交通事業の運営に関する事  (2) 国土利用計画法等による届出に係る調整に関する事  (3) 公有地の拡大の推進に関する法律に基づく届出に係る調整に関する事  (4) 開発行為等の計画に係る事前相談及び地元調整に関する事  (5) 違反開発行為に係る情報等に関する事  (6) 都市計画法に基づく事前相談等に関する事  (7) 公園緑地に係る維持管理に関する事  (8) 公園緑地の使用許可及び使用料の徴収に関する事  (9) 公園緑地の占用に係る申請の受付等に関する事</p>

- (10) 緑化意識の普及に関する事。
- (11) 違反建築物に係る情報等に関する事。
- (12) 建築基準法に係る道路等の調査に関する事。
- (13) 建築に係る事前相談等に関する事。
- (14) モーター類似旅館等の建築に係る事前相談等に関する事。
- (15) 建築工事届の受付等に関する事。
- (16) 建築物等に係る調査等に関する事。
- (17) 道路、水路の占用許可の受付及び占用料の徴収に関する事。
- (18) 幹線道路の整備に係る地元調整に関する事。
- (19) 道路及び橋りょう並びにこれらの附属工作物の管理に関する事。
- (20) 市営住宅等の入居者との調整に関する事。
- (21) 市営住宅等の維持修繕に関する事。
- (22) 市営住宅等の入居、退去その他管理に関する事。
- (23) 市営住宅等の家賃の徴収に関する事。
- (24) 住宅新築資金等貸付事業に関する事。
- (25) 市有建築物の維持修繕に関する事。
- (26) 排水設備計画確認申請書等の受付に関する事。
- (27) 水洗便所改造資金の融資あっせん及び助成等の申請書の受付に関する事。
- (28) 下水道普及向上預金の審査、受付及び交付申請の受付に関する事。
- (29) 公共下水道事業受益者負担金に係る申告書等の受付及び調査に関する事。
- (30) 公共下水道事業受益者負担金の徴収に関する事。
- (31) 下水道使用料に係る申告書等の受付及び調査に関する事。



		<p>(32) 下水道使用料の徴収に関する事。</p> <p>(33) 下水道に係る加入金の徴収に関する事。</p> <p>(34) 私道への公共下水道設置に係る申請の受付に関する事。</p> <p>(35) 下水道建設工事に係る公共ます等の設置申請に関する事。</p> <p>(36) 下水道管渠等（都市下水路を含む。）に係る占有申請書の受付に関する事。</p> <p>(37) 既設污水管への公共ます等の設置申請に関する事。</p> <p>(38) ポンプ施設及び附帯施設の維持管理に係る地元調整に関する事。</p> <p>(39) ポンプ施設及び附帯施設に係る占有申請書の受付に関する事。</p> <p>(40) 終末処理場の維持管理に係る地元調整に関する事。</p> <p>(41) 準用河川の維持管理に関する事。</p> <p>(42) 準用河川に係る占有又は採取の許可申請書の受付に関する事。</p> <p>(43) 準用河川と民有地との境界に関する事。</p> <p>(44) 調整池の維持管理に関する事。</p> <p>(45) 調整池に係る占有許可申請書の受付に関する事。</p> <p>(46) 砂防事業に係る調査、調整等に関する事。</p> <p>(47) 急傾斜地崩壊防止対策事業に係る調査、調整等に関する事。</p> <p>(48) 地すべり防止区域内制限行為に係る調査、調整等に関する事。</p>
--	--	--

別表第1 河芸総合支所、芸濃総合支所、美里総合支所、安濃総合支所、香良洲総合支所、一志総合支所、白山総合支所及び美杉総合支所の表産業建設課の部を削る。

別表第2 河芸総合支所の部市民福祉課の項の次に次のように加える。

産業環境課	産業・環境担当	湛水ポンプ場施設の管理に関すること。
-------	---------	--------------------

別表第2 芸濃総合支所の部を次のように改める。

芸濃総合支所	総務課	総務担当	津市芸濃保健福祉センターの管理に関すること。
			芸濃温泉スタンドに関すること。
			財産区に関すること。
			芸濃総合文化センターの管理に関すること。

別表第2 安濃総合支所の部中「財産管理担当」を「総務担当」に、

生活環境課	環境担当	を	産業環境課	産業・環境担当
産業建設課	商工観光振興担当			

に改め、同表美里総合支所の部中「財産管理担当」を「総務担当」に改め、同表香良洲総合支所の部中「財産管理担当」を「総務担当」に、「戸籍住民担当」を「市民担当」に、「生活環境課」を「産業環境課」に、「環境担当」を「産業・環境担当」に改め、同表一志総合支所の部総務課の項を次のように改める。

総務課	総務担当	津市ケーブルテレビ一志放送通信センターの管理に関すること。
		津市とことめの里一志の管理に関すること。
		財産区に関すること。
		一志スポーツ公園の使用及び維持管理に関すること。

別表第2 一志総合支所の部生活環境課の項中「生活環境課」を「産業環境課」に、「環境担当」を「産業・環境担当」に改め、同表白山総合支所の部を次のように改める。

白山総合支所	総務課	総務担当	白山総合文化センターの管理に関すること。
	市民福祉課	市民担当	自動車の臨時運行に関すること。
		福祉担当	津市白山保健福祉センターの

			管理に關すること。
	産業環境課	産業・環境担当	新最終処分場の建設に係る連絡調整に關すること。

別表第2 美杉総合支所の部総務課の項及び市民福祉課の項を次のように改める。

総務課	総務担当	津市ケーブルテレビ美杉放送通信センターの管理に關すること。
		津市美杉総合開発センターの管理に關すること。
		フットパーク美杉の使用及び維持管理に關すること。
市民福祉課	市民担当	自動車の臨時運行に關すること。
		火葬場に關すること。
	福祉担当	津市美杉健康相談所の管理に關すること。

別表第2 美杉総合支所の部生活環境課の項中「生活環境課」を「産業環境課」に、「環境担当」を「産業・環境担当」に改める。

別表第4中「、国民年金」の次に「、後期高齢者医療」を加える。

別表第5中「職務に専念する義務の特例に關する条例」を「津市職員の職務に専念する義務の特例に關する条例」に、「職務に専念する義務の特例に關する規則」を「津市職員の職務に専念する義務の特例に關する規則」に改める。

別表第6 久居総合支所の表総務課の項中「19 電子計算機処理」を「20 電子計算機処理」に、「18 情報通信基盤」を「19 情報通信基盤」に、「17 情報通信機器」を「18 情報通信機器」に、「16 危機管理」を「17 危機管理」に、「15 自主防災組織活動」を「16 自主防災組織活動」に、「14 住宅」を「15 住宅」に、「13 防災行政無線等」を「14 防災行政無線等」に、「12 集中管理車両」を「13 集中管理車両」に、「11 車両」を「12 車両」に、「10 公用車両」を「11 公用車両」に、「9 庁舎」を「10 庁舎」に、「8 財産区」を「9 財産区」に、「7 市有財産」を「8 市有財産」に、  
「 | 6 陳情、要望等の受 | | 軽易 | やや | 重要 | 特に |

を 「	付及び調整に関する こと。	な も の	重 要 な も の	な も の	重 要 な も の
	6 陳情、要望等の受 付及び調整に関する こと。  7 運動施設及びスポ ーツ公園の使用許可に 関すること。	軽 易 な も の	やや 重 要 な も の	重 要 な も の	特 に 重 要 な も の

に改め、同表市民課の項を次のように改める。

市民課	1 戸籍、住民基本台 帳及び印鑑登録に係 る届書及び申請書の 受理及び処理に関す ること。 2 介護保険被保険者 証の再交付に関する こと。 3 介護保険被保険者 証の検認に関するこ と。 4 介護保険資格者証 の交付に関すること。 5 介護保険第1号被 保険者に係る介護保 険料（以下この表に おいて「介護保険第 1号保険料」という。） の滞納に係る調査又 は検査に関すること。				
-----	---	--	--	--	--

- 6 介護保険第1号保険料の滞納金の徴収に関すること。
- 7 介護保険第1号保険料の延滞金及び加算金の徴収に関すること。
- 8 介護保険第1号保険料の徴収猶予に関すること。
- 9 国民健康保険被保険者の資格の取得及び喪失に関すること。
- 10 国民健康保険被保険者証の交付（被保険者証の更新を除く。）に関すること。
- 11 国民健康保険料に係る納入通知書の再発行に関すること。
- 12 国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の滞納に係る調査又は検査に関すること。
- 13 国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の滞納金の徴収に関すること。
- 14 国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の延滞金及び加算金の徴収に関する

<p>こと。</p> <p>15 国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の徴収猶予に関するすること。</p> <p>16 福祉医療費に係る受給資格証の交付に関するすること。</p> <p>17 福祉医療費に係る受給資格証の再交付に関するすること。</p> <p>18 後期高齢者医療に係る申請書の受付に関するすること。</p> <p>19 後期高齢者医療被保険者証等の引渡しに関するすること。</p>					
--	--	--	--	--	--

別表第6 久居総合支所の表福祉課の項中

<p>27 介護保険被保険者証の再交付に関すること。</p> <p>28 介護保険被保険者証の検認に関すること。</p> <p>29 介護保険資格者証の交付に関すること。</p> <p>30 介護保険第1号被保険者に係る介護保険料(以下この表において「介護保険第1号保険料」という。)の滞納に係る調査又は検査に関すること。</p>					
---	--	--	--	--	--

- |  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|
| 31 介護保険第1号保険料の滞納金の徴収に関すること。            |  |  |  |  |
| 32 介護保険第1号保険料の延滞金及び加算金の徴収に関すること。       |  |  |  |  |
| 33 介護保険第1号保険料の徴収猶予に関すること。              |  |  |  |  |
| 34 国民健康保険被保険者の資格の取得及び喪失に関すること。         |  |  |  |  |
| 35 国民健康保険被保険者証の交付（被保険者証の更新を除く。）に関すること。 |  |  |  |  |
| 36 国民健康保険料に係る納入通知書の再発行に関すること。          |  |  |  |  |
| 37 国民健康保険料の滞納に係る調査又は検査に関すること。          |  |  |  |  |
| 38 国民健康保険料の滞納金の徴収に関すること。               |  |  |  |  |
| 39 国民健康保険料の延滞金及び加算金の徴収に関すること。          |  |  |  |  |
| 40 国民健康保険料の徴収猶予に関すること。                 |  |  |  |  |
| 41 福祉医療費に係る                            |  |  |  |  |

	<p>受給資格証の交付に関すること。</p> <p>42 福祉医療費に係る受給資格証の再交付に関すること。</p> <p>43 老人保健医療受給者の資格の取得及び喪失に関すること。</p> <p>44 老人保健医療に係る被保険者証の交付（更新を除く。）及び再発行に関すること。</p> <p>45 老人保健医療費等の標準負担額の減額に関すること。</p>					
--	---	--	--	--	--	--

を削り、同表環境課の項及び産業課の項を次のように改める。

産業環境課	<p>1 鳥獣飼養の登録票の交付に関すること。</p> <p>2 農林水産業等への被害防止のための鳥獣の捕獲の許可に関すること。</p> <p>3 家畜及び家きんの防疫及び衛生に関すること。</p> <p>4 森林施業に伴う立入調査等及び勧告に関すること。</p> <p>5 火入れの許可に関すること。</p> <p>6 地球温暖化対策実</p>					
-------	---	--	--	--	--	--



<p>行計画の推進に関する こと。</p>				
<p>7 環境マネジメント システムに係る取組 状況等の調査及び進 行管理等に関するこ と。</p>				
<p>8 一般廃棄物の収集、 運搬及び処分の調査、 指導、立入検査等に 関すること。</p>				
<p>9 不法投棄に係る調 査及び指導等に関す ること。</p>				
<p>10 廃棄物に係る環境 パトロールの実施に 関すること。</p>				
<p>11 生活環境の保全に 係る啓発及び指導に 関すること。</p>				
<p>12 生活環境の美化に 関すること。</p>				
<p>13 共同汚水処理施設 の管理及び運営に関 すること。</p>				
<p>14 里地里山保全活動 に関すること。</p>				
<p>15 希少野生生物の保 護及び調査に関する こと。</p>				
<p>16 環境対策の計画、 実施及び調整に関す ること。</p>	<p>軽易 なも の</p>	<p>やや 重要 なも の</p>	<p>重要 なも の</p>	<p>特に 重要 なも の</p>

<p>17 騒音規制法及び振動規制法に基づく届出の受理に関すること。</p>	の	の
<p>18 騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法に基づく工場等に係る報告、検査及び勧告等に関すること。</p>		
<p>19 三重県生活環境の保全に関する条例に基づく次に掲げる事務</p>		
<p>騒音及び振動に係る届出に関すること。</p>		
<p>屋外燃焼行為、騒音及び振動に係る指導に関すること。</p>		
<p>20 環境保全協定に基づく調査及び指導等に関すること。</p>		
<p>21 大気、水質、騒音等に係る環境調査に関すること。</p>		
<p>22 公害に係る紛争処理に関すること。</p>	やや重要なもの	重要なもの
<p>23 環境影響評価の実施に関すること。</p>		
<p>24 産業廃棄物処理施設の設置に係る指示</p>		

事項の報告等に関する  
こと。

25 墓地、納骨堂又は  
火葬場の経営等の許  
可に関すること。

26 火葬場への立入検  
査及び管理者からの  
報告の徴収に関する  
こと。

27 墓地、納骨堂又は  
火葬場に係る整備改  
善命令、使用の制限  
命令、使用禁止命令  
及び許可の取消しに  
関すること。

28 市営墓地の使用許  
可、使用料及び管理  
料に関すること。

29 市営墓地の記録の  
整備及び維持管理料  
に関すること。

30 そ族及び衛生害虫  
の駆除に関すること。

31 畜犬の登録に関す  
ること。

32 畜犬の登録に係る  
鑑札の交付に関する  
こと。

33 狂犬病の予防注射  
の実施に関すること。

34 狂犬病に係る予防  
注射済票の交付に関  
すること。

	<p>35 畜犬の登録及び狂犬病予防注射済票等の交付に係る手数料の徴収に関すること。</p> <p>36 動物の愛護及び適正な飼養に係る啓発等の実施に関すること。</p> <p>37 公衆浴場衛生対策事業に係る補助の決定に関すること。</p> <p>38 清掃事業の計画、実施及び調整に関すること。</p> <p>39 ごみ一時収集所補助事業に関すること。</p> <p>40 ごみ等の収集及び処分に関すること。</p> <p>41 犬、猫等の死骸処理に関すること。</p>		<p>軽易なものの</p>	<p>やや重要なものの</p>	<p>重要なものの</p>	
<p>建設維持課</p>	<p>1 公園の使用の許可及びその取消しに関すること。</p> <p>2 公園に係る使用料の納入通知書の発行に関すること。</p> <p>3 公園に係る使用料の減免に関すること。</p> <p>4 下水道普及向上預金に係る利用者カードの発行に関するこ</p>					

と。

- 5 公共下水道事業受益者負担金の収納に関する事。
- 6 公共下水道事業受益者負担金の滞納金の徴収に関する事。
- 7 公共下水道事業受益者負担金の納入通知書の再発行に関する事。
- 8 公共下水道事業受益者負担金の減免及び徴収猶予に関する事。
- 9 下水道使用料の収納に関する事。
- 10 下水道使用料の滞納金の徴収に関する事。
- 11 下水道使用料の納入通知書の再発行に関する事。
- 12 下水道使用料の減免に関する事。
- 13 加入金の収納に関する事。
- 14 加入金の滞納金の徴収に関する事。
- 15 加入金の納入通知書の再発行に関する事。
- 16 既設污水管への公

	共ます等の設置の決定等に関する事。 17 準用河川と民有地との境界査定等に関する事。					
--	---	--	--	--	--	--

別表第6 久居総合支所の表建設課の項を削る。

別表第6 河芸総合支所、芸濃総合支所、美里総合支所、安濃総合支所、香良洲総合支所、一志総合支所、白山総合支所及び美杉総合支所の表総務課の

項中

「	19 電子計算機処理に係るデータの保護及び管理に関する事。					」
---	-------------------------------	--	--	--	--	---

を

「	19 電子計算機処理に係るデータの保護及び管理に関する事。 20 市民相談に関する事。 21 消費者相談に関する事。 22 計量器の各種検査等に係る支援に係る事務に関する事。 23 交通災害共済に係る受付事務に関する事。 24 交通安全の相談に関する事。	軽易 なも の  軽易 なも の	やや 重要 なも の  やや 重要 なも の	重要 なも の  重要 なも の	特に 重要 なも の  特に 重要 なも の	
---	--	------------------------------------	--	------------------------------------	--	--

25 国際化への対応に関すること。	軽易なものの	やや重要なものの	重要なもの	特に重要なもの
26 国際交流に関すること。	軽易なものの	やや重要なものの	重要なもの	特に重要なもの
27 男女共同参画の推進に関すること。	軽易なものの	やや重要なものの	重要なもの	特に重要なもの
28 同和問題に係る調整に関すること。	軽易なものの	やや重要なものの	重要なもの	特に重要なもの
29 福祉資金に関すること。				
30 次に掲げる施設の使用許可に関すること。				
ア 運動施設				
イ 芸濃総合文化センター				
ウ 美里文化センター				
エ 白山総合文化センター内しらすぎホール				

に改め、同表市民福祉課の項中「50 国民健康保険料」を「50 国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料」に、「51 国民健康保険料」を「51 国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料」に、「52 国民健康保険料」を「52 国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料」に、「53 国

民健康保険料」を「53 国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料」に、

「	<p>56 老人保健医療受給者の資格の取得及び喪失に関すること。</p> <p>57 老人保健医療に係る被保険者証の交付（更新を除く。）及び再発行に関すること。</p> <p>58 老人保健医療費等の標準負担額の減額に関すること。</p>						」
を 「	<p>56 後期高齢者医療に係る申請書の受付に関すること。</p> <p>57 後期高齢者医療被保険者証等の引渡しに関すること。</p>						」

に改め、同表生活環境課の項を次のように改める。

産業環境課	<p>1 鳥獣飼養の登録票の交付に関すること。</p> <p>2 農林水産業等への被害防止のための鳥獣の捕獲の許可に関すること。</p> <p>3 家畜及び家きんの防疫及び衛生に関すること。</p> <p>4 森林施業に伴う立入調査等及び勧告に関すること。</p>						
-------	--	--	--	--	--	--	--



- 5 火入れの許可に関する  
こと。
- 6 地球温暖化対策実  
行計画の推進に関す  
ること。
- 7 環境マネジメント  
システムに係る取組  
状況等の調査及び進  
行管理等に関するこ  
と。
- 8 一般廃棄物の収集、  
運搬及び処分の調査、  
指導、立入検査等に  
関すること。
- 9 不法投棄に係る調  
査及び指導等に関す  
ること。
- 10 廃棄物に係る環境  
パトロールの実施に  
関すること。
- 11 生活環境の保全に  
係る啓発及び指導に  
関すること。
- 12 生活環境の美化に  
関すること。
- 13 共同汚水処理施設  
の管理及び運営に関  
すること（美里総合  
支所及び白山総合支  
所に限る。 ）。
- 14 里地里山保全活動  
に関すること。
- 15 希少野生生物の保

<p>護及び調査に関する こと。</p>	<p>輕易 なも の</p>	<p>やや 重要 なも の</p>	<p>重要 なも の</p>	<p>特に 重要 なも の</p>
<p>16 環境対策の計画、 実施及び調整に関す ること。</p>	<p>輕易 なも の</p>	<p>やや 重要 なも の</p>	<p>重要 なも の</p>	<p>特に 重要 なも の</p>
<p>17 騒音規制法及び振 動規制法に基づく届 出の受理に関するこ と。</p>	<p>輕易 なも の</p>	<p>やや 重要 なも の</p>	<p>重要 なも の</p>	<p>特に 重要 なも の</p>
<p>18 騒音規制法、振動 規制法及び悪臭防止 法に基づく工場等に 係る報告、検査及び 勧告等に関すること。</p>	<p>輕易 なも の</p>	<p>やや 重要 なも の</p>	<p>重要 なも の</p>	<p>特に 重要 なも の</p>
<p>19 三重県生活環境の 保全に関する条例に 基づく次に掲げる事 務</p>	<p>輕易 なも の</p>	<p>やや 重要 なも の</p>	<p>重要 なも の</p>	<p>特に 重要 なも の</p>
<p>騒音及び振動に 係る届出に関する こと。</p>	<p>輕易 なも の</p>	<p>やや 重要 なも の</p>	<p>重要 なも の</p>	<p>特に 重要 なも の</p>
<p>屋外燃焼行為、 騒音及び振動に係 る指導に関するこ と。</p>	<p>輕易 なも の</p>	<p>やや 重要 なも の</p>	<p>重要 なも の</p>	<p>特に 重要 なも の</p>
<p>20 環境保全協定に基 づく調査及び指導等 に関すること。</p>	<p>輕易 なも の</p>	<p>やや 重要 なも の</p>	<p>重要 なも の</p>	<p>特に 重要 なも の</p>
<p>21 大気、水質、騒音 等に係る環境調査に 関すること。</p>	<p>輕易 なも の</p>	<p>やや 重要 なも の</p>	<p>重要 なも の</p>	<p>特に 重要 なも の</p>
<p>22 公害に係る紛争処</p>	<p>輕易 なも の</p>	<p>やや 重要 なも の</p>	<p>重要 なも の</p>	<p>特に 重要 なも の</p>

<p>理に関すること。</p>	<p>重要 なもの</p>	<p>なもの</p>
<p>23 環境影響評価の実施に関すること。</p>		
<p>24 産業廃棄物処理施設の設置に係る指示事項の報告等に関すること。</p>		
<p>25 墓地、納骨堂又は火葬場の経営等の許可に関すること。</p>		
<p>26 火葬場への立入検査及び管理者からの報告の徴収に関すること。</p>		
<p>27 墓地、納骨堂又は火葬場に係る整備改善命令、使用の制限命令、使用禁止命令及び許可の取消しに関すること。</p>		
<p>28 市営墓地の使用許可、使用料及び管理料に関すること。</p>		
<p>29 市営墓地の記録の整備及び維持管理料に関すること。</p>		
<p>30 そ族及び衛生害虫の駆除に関すること。</p>		
<p>31 畜犬の登録に関すること。</p>		
<p>32 畜犬の登録に係る</p>		

<p>鑑札の交付に関する こと。</p> <p>33 狂犬病の予防注射 の実施に関する こと。</p> <p>34 狂犬病に係る予防 注射済票の交付に 関 すること。</p> <p>35 畜犬の登録及び狂 犬病予防注射済票 等の交付に係る手 数料の徴収に関 すること。</p> <p>36 動物の愛護及び適 正な飼養に係る啓 発等の実施に関 すること。</p> <p>37 公衆浴場衛生対策 事業に係る補助の 決定に関する こと。</p> <p>38 清掃事業の計画、 実施及び調整に 関 すること。</p> <p>39 ごみ一時収集所補 助事業に関する こと。</p> <p>40 ごみ等の収集及び 処分に関する こと。</p> <p>41 犬、猫等の死骸 処理に関する こと。</p> <p>42 公園の使用の許可 及びその取消しに 関 すること。</p> <p>43 公園に係る使用料 の納入通知書の 発行</p>	<p>軽易 な もの</p>	<p>やや 重要 なもの</p>	<p>重要 なもの</p>
--	------------------------	--------------------------	-------------------

に関すること。

44 公園に係る使用料の減免に関すること。

45 下水道普及向上預金に係る利用者カードの発行に関すること。

46 公共下水道事業受益者負担金の収納に関すること。

47 公共下水道事業受益者負担金の滞納金の徴収に関すること。

48 公共下水道事業受益者負担金の納入通知書の再発行に関すること。

49 公共下水道事業受益者負担金の減免及び徴収猶予に関すること。

50 下水道使用料の収納に関すること。

51 下水道使用料の滞納金の徴収に関すること。

52 下水道使用料の納入通知書の再発行に関すること。

53 下水道使用料の減免に関すること。

54 加入金の収納に関すること。

	<p>55 加入金の滞納金の徴収に関する事 こと。</p> <p>56 加入金の納入通知書の再発行に関する事 こと。</p> <p>57 既設污水管への公共ます等の設置の決定等に関する事 こと。</p> <p>58 準用河川と民有地との境界査定等に関する事 こと。</p>					
--	--	--	--	--	--	--

別表第6 河芸総合支所、芸濃総合支所、美里総合支所、安濃総合支所、香良洲総合支所、一志総合支所、白山総合支所及び美杉総合支所の表産業建設課の項を削る。

別表第9中「第4条第4項第2号」を「第4条第4項第3号」に、「第4条第4項第3号」を「第4条第4項第4号」に改める。

(津市社会福祉事務所処務規程の一部改正)

第2条 津市社会福祉事務所処務規程(平成18年津市訓令第29号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中「福祉管理課」を「福祉政策課」に改め、「子育て支援担当」を削り、「高齢障がい福祉課 高齢福祉担当 障がい福祉担当」を「高齢福祉課 高齢福祉担当」に改め、同条第3項中「前2項」を「前障がい福祉課 障がい福祉担当」

3項」に改め、「課」の次に「、室」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 課の事務のうち、特定の事務を分掌させるため、こども家庭課に次に掲げる室及び担当を設置する。

こども総合支援室 こども総合支援担当

第3条第5項中「健康福祉部長」を「健康福祉部次長」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 室に室長、担当主幹又は担当副主幹及び必要な職員を置く。

第4条を次のように改める。

(職務権限)

第4条 前条第1項に規定する職員の職務は、次のとおりとする。

所長 上司の命を受けて所の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

課長 上司の命を受けて課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

担当主幹 課長を補佐して、担当の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

担当副主幹 上司の命を受けて担当の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

その他の職員 上司の命を受けて担当の事務を処理する。

2 前条第2項に規定する職員の職務は、次のとおりとする。

室長 上司の命を受けて担当の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

担当主幹 室長を補佐して、担当の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

担当副主幹 上司の命を受けて担当の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

その他の職員 上司の命を受けて担当の事務を処理する。

3 前条第3項に規定する次長は、所長を補佐して、あらかじめ定められた所の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

4 前条第4項に規定する担当参事は、上司の命を受けて特定の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

5 前条第5項に規定する職員の職務は、次のとおりとする。

担当副参事 上司の命を受けて特定の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

担当主幹 課内の業務の調整、関連する担当の横断的な統括若しくは同一担当内の統括を行い、又は上司の命を受けて特定の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

担当副主幹 同一担当内の統括を行い、又は上司の命を受けて特定の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

第5条に次の1項を加える。

2 室の担当の分掌事務は、おおむね別表第2のとおりとする。

第6条中「別表第2」を「別表第3」に改め、同条に次の1項を加える。

2 室長の専決事項は、別表第4のとおりとする。

別表第 1 本庁の表福祉管理課の部中「福祉管理課」を「福祉政策課」に改め、同表こども家庭課の部子育て支援担当の項を削り、高齢・障がい福祉課の部を次のように改める。

高齢福祉課	高齢福祉担当	老人福祉法（昭和 3 8 年法律第 1 3 3 号）に基づく援護、育成又は更生の措置に関すること。
-------	--------	---

別表第 1 本庁の表高齢福祉課の部の次に次のように加える。

障がい福祉課	障がい福祉担当	<p>身体障害者福祉法（昭和 2 4 年法律第 2 8 3 号）に定める援護、育成又は更生の措置に関すること。</p> <p>知的障害者福祉法（昭和 3 5 年法律第 3 7 号）に定める援護、育成又は更生の措置に関すること。</p> <p>三重県知事が交付する療育手帳の交付に係る申請書等の受理及び療育手帳の交付に関すること。</p>
--------	---------	--

別表第 2 本庁の表福祉管理課の項中「福祉管理課」を「福祉政策課」に改め、同表こども家庭課の項中

	<p>児童福祉法第 2 5 条に規定する要保護児童に係る通告の受理及び同法第 2 5 条の 6 に規定する要保護児童の状況把握に関すること。</p>		
--	--	--	--

を削り、同表高齢・障がい福祉課の項を次のように改める。

高齢福祉課	<p>老人福祉法第 1 0 条の 4 第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する便宜供与及び便宜供与の委託に関すること。</p> <p>老人福祉法第 1 0 条の 4 第 1 項第 3 号に規定する短期間入所させ、行う養護及び短期間入所させ、養護することの委託に関</p>		
-------	---	--	--



すること。

老人福祉法第10条の4第1項第4号に規定する日常生活上の援助及び当該援助の委託に關すること。

老人福祉法第10条の4第2項に規定する日常生活上の便宜を圖るための用具の給付又は貸与及び当該用具の給付又は貸与の委託に關すること。

老人福祉法第11条第1項第1号に規定する養護老人ホームへの入所及び養護老人ホームへの入所の委託に關すること。

老人福祉法第11条第1項第2号に規定する特別養護老人ホームへの入所及び特別養護老人ホームへの入所の委託に關すること。

老人福祉法第11条第1項第3号に規定する養護の委託に關すること。

老人福祉法第11条第2項に規定する葬祭及び葬祭の委託に關すること。

老人福祉法第27条第1項に規定する遺留金品の処分に關すること。

老人福祉法第36条に規定する調査の囑託及び報告の請求に關すること。

別表第2本庁の表高齢福祉課の項の次に次のように加える。

<p>障がい福祉課</p>	<p>児童福祉法第21条の6に規定する障害福祉サービスの提供の委託に関する事。</p> <p>身体障害者福祉法第9条第6項及び第7項に規定する身体障害者更生相談所の技術的援助又は判定依頼に関する事。</p> <p>身体障害者福祉法第17条の2第1項に規定する身体障害者の診査及び更生相談並びに必要な措置に関する事。</p> <p>身体障害者福祉法第18条第1項に規定する障害福祉サービスの提供の委託に関する事。</p> <p>身体障害者福祉法第18条第2項に規定する障害者支援施設等への入所の委託に関する事。</p> <p>身体障害者福祉法第18条の3に規定する措置の解除に係る説明等に関する事。</p> <p>身体障害者福祉法第23条に規定する売店設置及び運営に係る協議、調査等に関する事。</p> <p>知的障害者福祉法第15条の4に規定する障害福祉サービスの提供の委託に関する事。</p> <p>知的障害者福祉法第16条第1項第1号に規定する指導に関する事。</p> <p>知的障害者福祉法第16条第1項第2号に規定する障害者支援施設等又は独立行政法人国立</p>		
---------------	---	--	--

	<p>重度知的障害者総合施設のぞみの園の設置する施設に入所させて行う更生援護の委託に関する事。</p> <p>知的障害者福祉法第16条第1項第3号に規定する職親への更生援護の委託に関する事。</p> <p>三重県知事が交付する身体障害者手帳の交付に係る申請書、届書その他の書類の受理及び身体障害者手帳の交付に関する事。</p> <p>三重県知事が交付する療育手帳の交付に係る申請書、届書その他の書類の受理及び療育手帳の交付に関する事。</p>	
--	---	--

別表第2を別表第3とし、別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2（第5条関係）

こども家庭課

室	担当	分掌事務
こども総合支援室	こども総合支援担当	児童福祉法に基づく要保護児童に係る通告及び状況把握に関する事。

別表第3の次に次の1表を加える。

別表第4（第6条関係）

こども家庭課

室	専決事項	室長	所長
こども総合支援室	児童福祉法第25条に規定する要保護児童に係る通告の受理及び同法第25条の6に規定する要保護児童の状況把握に関する事。		

附 則

- この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

2 この訓令の施行の日の前日において、次の表の左欄に掲げる総合支所、課、室又は担当の相当の職に勤務又は兼務を命ぜられていた職員は、別に辞令を発せられない限り、この訓令の施行の日をもってそれぞれ同表の右欄に掲げる総合支所、課、室又は担当の相当の職に勤務又は兼務を命ぜられたものとする。

久居総合支所	総務課	収納担当	久居総合支所	総務課	総務担当
"	市民課	戸籍住民担当	"	市民課	市民担当
"	福祉課	介護保険担当	"	"	介護・保険担当
"	"	保険年金担当	"	"	"
"	環境課	廃棄物担当	"	産業環境課	廃棄物担当
"	"	環境保全担当	"	"	環境保全担当
"	産業課	商工観光振興担当	"	"	産業振興担当
"	"	農林水産業振興担当	"	"	"
"	建設課	建設維持担当	"	建設維持課	建設維持担当
"	"	下水道維持担当	"	"	"
河芸総合支所、芸濃総合支所、美里総合支所、安濃総合支所、香良洲総合	総務課	財産管理担当	河芸総合支所、芸濃総合支所、美里総合支所、安濃総合支所、香良洲総合	総務課	総務担当

支所、一 志総合支 所、白山 総合支所 及び美杉 総合支所		防災危機管 理担当	支所、一 志総合支 所、白山 総合支所 及び美杉 総合支所		
"	"	収納担当	"	"	"
"	市民福祉 課	戸籍住民担 当	"	市民福祉 課	市民担当
"	"	税務担当	"	"	"
"	"	保険年金担 当	"	"	福祉担当
"	生活環境 課	市民生活担 当	"	総務課	市民生活担 当
"	"	人権啓発担 当	"	"	人権啓発担 当
"	"	環境担当	"	産業環境 課	産業・環境 担当
"	産業建設 課	商工観光振 興担当	"	"	"
"	"	農林水産業 振興担当	"	"	"
"	"	維持担当	"	"	維持担当